

|       |                   |
|-------|-------------------|
| 実施年月日 | 令和8年2月24日         |
| 実施方法  | オンライン会議システム「Zoom」 |

○市長（中村 修君） 令和8年第1回定例会に係る議案の提案理由説明に先立ちまして、令和8年度の施政運営の基本方針について、御説明を申し上げます。

私が取手市長に就任してから、早いもので、もうすぐ3年がたとうとしており、令和8年度は私の1期目の最終年度となります。「住み続けるほど好きになる街をつくる！！」の信念の下、これまで継続すべき取組はしっかりと継続しつつ、新しい取組にも積極的に挑戦し、まちづくりを推進してまいりました。これまで種をまいてきた取組も、これから様々なところで成果の芽が出てくることと思います。この成果の発現を促しながら、市民の皆様は、「このまちに住んでよかった」「ずっと住み続けたい」と、もっともっと感じていただけるまちづくりの推進に向け、全力で取り組んでまいります。

さて、令和8年度の市政運営では、総合計画の基本計画とりで未来創造プラン2024において定めた6つの政策に力強く取り組み、計画に描いた未来の取手に向けて、新たな挑戦にも果敢に取り組んでまいりたいと考えております。施策の中でも特に重点を置いて進めていきたいのは、こどもまんなか社会の実現に向けた取組です。今年度は新たに設置したこども部により、こども施策の積極的な事業展開を図ってきたところですが、令和8年度もその取組をさらに推進すべく、対象世帯への見守り訪問支援と子育てグッズ無償配布を組み合わせた取組をはじめ、産婦人科・小児科へのオンライン相談体制の整備や、こども・若者まんなか応援サイトの開設など、引き続き、各ご家庭が安心して子育てができる環境整備を進めてまいります。また、学齢期の子どもたちに向けても、英語教育やプログラミング教育の充実に取り組むとともに、小学校体育館の長寿命化も進め、快適で充実した教育環境の整備を図ってまいります。さらに、全ての年代の方々に向けた医療・福祉・健康施策の充実にも引き続き取り組むとともに、公民館の大規模改修工事や体育施設の設備改修等にも取り組み、皆様のウェルビーイングの向上につなげてまいります。

市の都市基盤整備では、取手駅西口A街区の再開発支援事業や公共施設整備の内装基本設計を行うとともに、桑原地区の活力創造拠点整備推進事業においても、引き続き準備組合の皆様とともに事業の進捗を図ってまいります。また、取手緑地運動公園の改修についても検討を進めてまいります。

市の魅力発信やイメージアップ、郷土愛醸成に向けては、NHK全国放送公開番組をはじめとした各種メディアを活用した事業展開によるシティプロモーションの強化を図るとともに、取手市オリジナルLINEスタンプの制作等により、市民の皆様も巻き込みながら、日常的な情報の発信や拡散を促進してまいります。

市民の皆様は安全安心な日常に向けては、新たな防災情報を盛り込んだ総合防災マップを作成し、災害リスクや日頃の備えの情報などを広く周知します。また、災害用資機材の

整備や排水機場の改修も進め、総合的な災害対応力の強化を図ってまいります。そして、公園・道路等の屋外照明を含めた公共施設の照明LED化等にも取り組み、環境に配慮しつつ、公園・道路などもより明るくなる改修を行ってまいります。

行財政運営につきましては、令和8年度もふるさと納税をはじめとした財源を確保するための取組にも精力的に対応しながら、必要な投資もしっかりと行ってまいります。そして、スマホ市役所の充実をはじめとしたデジタル化をより一層進めることで、市民の利便性向上と行政運営の効率化を図り、本市を持続可能な自治体としてステップアップさせてまいります。

今後も、市勢発展のために全力で取り組み、議員の皆様、市民の皆様とともに、「住み続けるほど好きになるまち“取手”」を、さらに魅力あふれるまちへと発展させてまいりたいと存じます。引き続き、皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、令和8年度の施政方針とさせていただきます。

それでは、議案第3号から第23号まで及び同意案第1号及び同意案第2号の23件を一括して、提案理由をご説明申し上げます。

議案第3号、取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、いじめ問題専門委員会委員といじめ問題再調査委員会委員の報酬について、委員の推薦をいただいている職能団体等が定めている、いじめの重大事態の調査を行う委員に関する報酬基準等を踏まえ、令和8年度から報酬額を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第4号、取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、消防職員の勤務の特殊性等を踏まえ、機関員業務従事手当、消防相互応援従事手当、緊急消防援助隊従事手当を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第5号、取手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、育児休業等の多様な取得方式が示されたことを踏まえ、本市においても同法の趣旨に沿った措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第6号、取手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正が行われたことを踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、職員に対する制度の周知、意向確認等育児や介護と仕事との両立に必要な制度を選択できる環境を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第7号、取手市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、令和7年度税制改正により、令和8年度介護保険料の算定において影響を受ける人の一部について減免することができる規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第8号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。本

件につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、国民健康保険の保険者は、子ども・子育て支援納付金を納付することとされたため、市の条例においても、子ども・子育て支援納付金課税額について新たに規定するものであります。あわせて、当該課税額の創設に伴い、被保険者の負担増とならないよう、基礎課税額の所得割額の税率と被保険者均等割額についての見直しを行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第9号、取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、令和7年度税制改正による政令等の改正に伴い茨城県の医療福祉対策実施要領等が改正され、茨城県からの通知に沿って市においても所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第10号、取手市緑の保全と緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、取手市緑の審議会の委員について、委員を再任することができる規定を追加するとともに、保存樹木等が枯死・滅失した場合の指定の解除に関する規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第11号、取手市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律が改正され、これまで非住宅にのみ課されていた建築物エネルギー消費性能基準適合義務が、原則全ての建築物に課されること等を踏まえた所要の整備等を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第12号、令和7年度取手市一般会計補正予算（第9号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ6億4,689万1,000円を減額し、予算総額を541億6,834万6,000円とするものであります。今回の補正予算の主な内容は大きく2点ございます。まず1点目は、市の令和8年度当初予算へ計上を予定しておりました土地改良事業と地籍調査事業の一部が、国の令和7年度の補助事業に該当したことから、令和7年度予算へ前倒しするものでございます。2点目は、事業の実績見込みに合わせた歳出予算の減額であります。令和7年度に実施している事業のうち、今年度中の実績を見込んだ結果、不用額が見込まれる事業について減額するものであります。そのほかに、生活保護費などの扶助費の増額や財源調整のための補正などを行っております。

議案第13号、令和7年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。本件につきましては、既定の歳入歳出予算に変更はございませんが、取手駅北土地区画整理事業に要する経費に係る繰越明許費を設定するものでございます。

議案第14号、令和7年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ120万7,000円を増額し、予算総額を103億3,589万3,000円とするものであります。補正の内容につきましては、国保財政調整基金の利子の確定に伴い、歳入において財政調整基金利子を、歳出において基金積立金をそれぞれ増額計上しております。

議案第15号、令和7年度取手市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,495万6,000円を増額

し、予算総額を101億6,322万8,000円とするものであります。歳出予算の主な補正内容につきましては、居宅介護サービス給付費の増額を計上しております。また、歳入予算の主な補正内容につきましては、介護給付費の増額に伴う国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金の増額を計上しております。

議案第16号、令和7年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ7,000万円を減額し、予算総額を47億7,030万円とするものであります。歳出予算の主な補正内容につきましては、通常競輪事業に要する経費の減額を計上しております。次に、歳入予算の主な補正内容につきましては、通常開催車券発売収入の減額を計上しております。

議案第17号、令和8年度取手市一般会計予算についてであります。当初予算の規模は499億1,000万円となり、前年度比で1.1%の減となりました。令和8年度はとりで未来創造プラン2024の3年目に当たります。新年度予算の編成においては、「こどもまんなか社会の実現」に特に重点を置きつつ、プランに掲げる6つの基本項目であります、「快適で住みやすい都市の実現」「魅力の創造と発信」「未来をつくる世代を育むまちづくり」「健康でいきいきとした社会の実現」「大切な日常が守られる環境整備」「将来にわたり発展する地域社会の構築」それぞれの重点事業の効果発現を目指した予算を編成をいたしました。

主なものを幾つか申し上げますと、まず、取手駅西口や桑原の整備に向けた取組を着実に進めつつ、当市の魅力を市内外に発信し、交流人口や定住人口の拡大を図ります。次に、こどもまんなか社会の実現に向けて、子育てしやすいまちづくりを目指し、結婚から妊娠・出産・子育てといったあらゆるステージにおいて、切れ目のない支援を行います。また、学校教育においては、取手市教育大綱で掲げた目標の実現に向け、ハード・ソフトの両面で教育環境のさらなる充実を図ります。また、市民が心身ともに健康で豊かに暮らせる社会を目指し、医療・福祉を安定的に提供するとともに、幅広い世代の生涯学習を推進するための環境を整備いたします。さらに、安全安心な日常生活を守るため、道路や排水などのインフラ整備、地域の防災力・防犯力を高める取組などを進めるほか、市民の利便性向上と業務効率化に効果的なデジタル技術を積極的に導入し、誰もが暮らしやすい持続可能な地域社会の実現を目指します。

令和8年度も様々な施策を展開し、「住み続けるほど好きになる街」の実現に向け、市民の皆様に充実した行政サービスをお届けするとともに、取手市の将来にわたる発展を見据えた事業に力強く取り組んでまいります。

議案第18号、令和8年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算についてであります。予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億6,979万3,000円を計上しており、前年度比で13.6%増となりました。予算の主な内容を申し上げますと、取手駅北土地地区画整理事業における清算業務と、取手駅周辺の交通環境を整備するための設計委託料、取手駅西口A街区地区における再開発事業の実現のため、準備組合に対する補助金と、再開発ビル内に整備する複合公共施設の内装基本設計委託料を計上しております。

議案第19号、令和8年度取手市国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ 94 億 7,749 万 7,000 円を計上しており、前年度比で 3.1%の減となりました。予算の主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、国民健康保険税、県支出金、一般会計繰入金を計上しております。次に、歳出につきましては、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保健事業費を計上しております。

議案第 20 号、令和 8 年度取手市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。予算の総額は、歳入歳出それぞれ 44 億 5,109 万 5,000 円を計上しており、前年度比で 10.3%増となりました。予算の主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金を計上しております。次に、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合に納付します保険料納付金と医療給付費納付金を計上しております。

議案第 21 号、令和 8 年度取手市介護保険特別会計予算についてであります。予算の総額は、歳入歳出それぞれ 101 億 7,832 万 3,000 円を計上しており、前年度比で 6.2%の増となりました。予算の主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、65 歳以上の第 1 号被保険者の保険料、国庫支出金、また 40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者保険料であります。支払基金交付金、県支出金、繰入金等を計上しております。次に、歳出につきましては、自宅を中心に利用するサービスの居宅介護サービス給付費、特別養護老人ホーム等の入所者が受けるサービスの施設介護サービス給付費等を計上しております。地域支援事業費につきましては、介護予防事業費、包括的支援事業費等を計上しております。

議案第 22 号、令和 8 年度取手市競輪事業特別会計予算についてであります。予算の総額は、歳入歳出それぞれ 46 億 5,300 万円を計上しており、前年度比で 48.2%の増となりました。予算の主な内容を申し上げますと、歳入につきましては車券発売収入を、歳出につきましては競輪事業費を計上しております。

議案第 23 号、令和 8 年度取手市地方公平委員会特別会計予算についてであります。予算の総額は、歳入歳出それぞれ 75 万 2,000 円を計上しており、前年度比で 7.6%の増となりました。予算の主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、各構成団体からの負担金、繰越金を計上しております。歳出につきましては、各公平委員会連合会への負担金、公平委員の報酬・費用弁償を計上しております。

同意案第 1 号、取手市教育委員会教育長の選任に関する同意についてであります。教育委員会教育長の石塚康英氏が、令和 8 年 3 月 31 日をもちまして任期満了となるため、引き続き同氏を選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき議会の同意を求めるとでございます。なお、石塚氏は、経歴書のとおり、長年、教育現場や教育行政に携わり、教育に関し高い識見を有する方であるとともに、人格が高潔で人望の厚い方でございます。

同意案第 2 号、取手市固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意についてであります。令和 5 年 3 月 21 日付で就任いたしました固定資産評価審査委員会委員の岡田儀春氏が、令和 8 年 3 月 20 日をもちまして任期満了となるため、引き続き同氏を選任いたしたく、地方税法の規定に基づき同意を求めるとであります。なお、岡田氏は経歴書のとおり、人格・見識ともに優れた方であります。

以上、23 件の提出予定議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。詳細に

つきましては担当部長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

**○総務部長（吉田文彦君）** 総務部、吉田です。これから、令和8年第1回取手市議会定例会に提出予定の議案説明について、それぞれの所管部長から説明させていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、総務部所管の議案について、総務部、吉田から説明させていただきます。議案第3号、取手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、いじめ問題専門委員会及びいじめ問題再調査委員会の委員報酬について、その職務の内容及び責任の程度に応じた額に増額するため、本条例の一部を改正するものです。いじめ問題専門委員会は、いじめの防止等のための対策を実効的に行うことを目的として、職能団体や大学・学会からの推薦により、各分野から優れた識見を有する方に委嘱をしております。現在、委員会において、その権能に応じた専門的な審議が行われておりますが、その審議の質を引き続き確保していくことを念頭に置きつつ、委員の推薦に当たり、団体から示された報酬基準等を踏まえ、委員長の報酬日額を1万7,000円から3万円に、委員の報酬日額を1万5,000円から2万5,000円に改正するものです。また、いじめ問題再調査委員会については、いじめ問題の再調査の必要性が生じた場合に市長が設置いたしますが、こちらの委員報酬につきましても、専門委員会に合わせて同様の報酬額に改正いたします。

**○消防長（岡田直紀君）** 消防本部の岡田です。議案第4号、取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、御説明させていただきます。

今回の改正は、消防職員の勤務の特殊性に鑑み、手当を支給するための規定を整備するため条例の一部を改正するものです。まず、機関員業務従事手当は、出動時の緊急走行、火災現場でのポンプ操作、車両整備等を担い、専門性と高い操作技術が求められる機関員業務の特殊性と重責を考慮し、機関員として従事する職員に対して支給するものです。

次に、消防相互応援従事手当は、消防組織法の規定による消防相互応援に基づき管轄区域外に出動し、その地域において救助活動などの危険を伴う業務に従事する職員に対して支給するものです。

最後に、緊急消防援助隊従事手当は、緊急消防援助隊の活動に関する手当についての消防庁通知を踏まえ、大規模災害の被災地において、緊急消防援助隊として救助活動などの危険を伴う業務に従事する職員に対して支給するものです。

説明は以上となります。

**○総務部長（吉田文彦君）** 総務部、吉田です。議案第5号、取手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正を踏まえ、小学校就学前の始期に達するまでの子を養育するため、1日2時間までの取得に限り認められている育児部分休業制度について、1年につき10日相当を超えない範囲で、2時間を超える取得や1日単位での取得を可能とする形態を追加し、職員がいずれかを選択して取得できることとするなど、職員が育児等と仕事を両立できる柔軟な働き方を実現するための措置を拡充するものです。

続いて、議案第6号、取手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正を踏まえ、職員が請求した場合に超過勤務の免除となる子の範囲を、現行の3歳未満から小学校就学前の子へ拡大すること、また妊娠・出産時や育児期の職員、家族の介護が必要な職員に対し、制度の周知や意向確認等を行うことを新たに規定するなど、職員が育児や介護と仕事との両立に必要な制度を選択できる環境を整備するものです。

総務部所管については以上となります。

**○健康福祉部長（彦坂 哲君）** 健康福祉部、彦坂です。議案第7号、取手市介護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

令和7年度税制改正を踏まえた介護保険法施行令の改正を受け、令和7年度に住民税が非課税であった第1号被保険者またはその属する世帯の世帯員で、税制上非課税となる範囲の就労収入の増加により、令和8年度介護保険料算定において住民税課税世帯の所得段階に属する場合の当該第1号被保険者の介護保険料について、令和7年度における所得段階で算定した額まで減免できることとするために必要な減免規定の整備を行うものであります。

続きまして、議案第8号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。本件につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、国民健康保険の保険者は、子ども・子育て支援納付金を納付することとされました。これを受けて市の条例においても、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるための子ども・子育て支援納付金課税額について、新たに規定します。あわせて、子ども・子育て支援納付金課税額の創設に伴い、被保険者の負担増とならないよう、基礎課税額の所得割額の税率及び被保険者均等割額についての見直しを行うものです。

続きまして、議案第9号、取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。令和7年度税制改正による政令等の改正に伴い、茨城県医療福祉対策実施要領等が改正されました。茨城県からの通知に沿って市においても所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。医療福祉費の支給に当たっては、本人及び扶養義務者の所得に一定の要件があります。この所得の要件に関する規定の一部について、今後の法令の改正に応じて迅速な対応を可能とするため、条例と規則の規定を合わせて整備するものです。所得の要件の詳細については、県通知に沿って規則で定めることといたします。

私からの説明は以上です。

**○建設部長（渡来真一君）** 建設部、渡来です。議案第10号、取手市緑の保全と緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明いたします。

本件につきましては、取手市緑の審議会の委員について、継続審議が必要な案件に対応できるよう委員を再任できるように規定することや、保存樹木の指定解除の手続を改正するものです。保存樹木の指定解除をする場合は、事前に取手市緑の審議会に諮ることになっていますが、倒木等により既に滅失や枯死した保存樹木については、指定の解除後に審

議会へ報告するものいたします。なお、先般開催いたしました取手市緑の審議会において、指定解除を事後報告とすることについて委員からの承諾はいただいております。

説明は以上となります。

**○都市整備部長（浅野和生君）** 都市整備部、浅野です。議案第 11 号、取手市手数料条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本件につきましては、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正により、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の業務対象が全ての建築物に拡大されることを踏まえ、低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に添付する適合証に関する所要の整備を行うほか、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正による法律の名称の変更と特例許可の拡充、建築基準法施行令の改正により生ずる条項の移動に対応する所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

説明は以上となります。

**○財政部長（田中英樹君）** 財政部、田中です。議案第 12 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 9 号）につきまして御説明いたします。

初めに、令和 7 年度取手市一般会計 3 月補正予算（案）の概要の 1 ページを御覧ください。今回の補正予算の基本的な考え方ですが、大きく 2 点ございます。1 点目に、国の令和 7 年度補助事業により前倒しして実施する事業。2 点目に、事業の実績見込みに合わせた歳出予算の減額でございます。また、これら以外にも、生活保護費などの扶助費の増額、財源調整のための補正などを行っております。

中段にございます、1、補正予算の規模を御覧ください。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 6 億 4,689 万 1,000 円を減額し、予算総額を 541 億 6,834 万 6,000 円とするものです。

続きまして、補正予算の内容について御説明させていただきます。説明は議案書に基づき、歳入歳出、繰越明許費、地方債の順番で各担当部長から御説明いたします。また、歳出の補正に伴う歳入、繰越明許費、地方債の補正につきましては、歳出の説明の際に、そちらも併せて御説明させていただきます。なお、今回の補正予算には財源充当の変更などが多く含まれております。それらにつきましては、基本的には説明を省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、財政部所管の歳入歳出予算の補正内容を御説明いたします。議案書の 9 ページを御覧ください。歳入の 1 款、市税、1 項、市民税におきましては、今年度の課税実績を基に積算したことにより、個人市民税所得割は 1 億 1,221 万 3,000 円の増額、一方、法人市民税法人税割は 2 億 2,202 万 9,000 円減額しております。

その下の 11 款、1 項、地方交付税におきましては、普通交付税は 5 億 8,834 万 4,000 円増額しております。これは、国の補正予算において、令和 7 年度普通交付税の再算定が行われたことから増額するものです。なお、このうち臨時財政対策債償還基金費分として措置された 1 億 299 万 3,000 円につきましては、将来の臨時財政対策債の償還原資として措置されたものであるため、全額を減債基金へ積立ていたします。また、その下の特別交付税は 1 億 4,000 万円を増額しております。これは、令和 6 年 12 月 9 日に発生した常総

環境センターの火災により、不燃ごみの外部搬出費用等、市が追加的に負担した経費について特別交付税が措置されるものです。

続きまして10ページ中段を御覧ください。17款、財産収入、1項、財産運用収入の各基金の利子は、当初予算額に対して収入見込額が増となったことから、それぞれ補正するものです。なお、利子収入につきましては、全額を各基金に積立てしております。その下の2項、財産売払収入の物品売払収入は117万3,000円を増額しております。官公庁オークションにより消防車両2件の売却を行った結果、約170万円の収入があったことから、当初予算額との差額を増額するものです。補正額につきましては、全額を公共施設整備基金に積立ていたします。

その下の18款、1項、寄附金の総務費寄附金のうち、ふるさと取手応援寄附金は、直近の寄附実績から5億円を減額し、合わせて歳出のふるさと取手応援基金積立金も同額を減額いたします。また、これに伴い、歳出の寄附の募集に要する経費も、歳入の減額見合い分である2億5,000万円を減額し、この事業に充当している基金繰入金も同額を減額しております。

続きまして下段を御覧ください。19款、繰入金、2項、基金繰入金の財政調整基金繰入金は6億604万7,000円を減額するものです。これは、先ほどご説明申し上げました地方交付税の増額などに伴い、今年度の財政運営において、適宜、取崩してきた財政調整基金繰入金の一部を基金に繰戻しするものであります。

財政部所管の説明は以上です。

**○総務部長（吉田文彦君）** 総務部、吉田です。続きまして、総務部所管について説明いたします。

議案書12ページ最下段から13ページを御覧ください。2款、総務費、1項、総務管理費の電算・OA化等に要する経費は、1,426万7,000円の減額となります。国が進める自治体情報システムの標準化・共通化に伴い利用を開始したガバメントクラウドは、利用するデータ量や通信量などによって毎月の利用料金が決定します。当初予算は、国が提供した見積りツールを基に不足が生じないよう積算を行いました。実際に運用を開始したところ、想定よりも所要見込額が少ないことから減額するものです。同様の理由により、14ページにあります、3項、戸籍住民基本台帳費の戸籍総合システムガバメントクラウド利用料も312万4,000円の減額となります。

続いて、13ページに戻りまして、災害対策に要する経費は31万3,000円の増額となります。企業版ふるさと納税による寄附金を活用し、災害時の避難所における避難者のプライバシー及び快適な生活環境を確保するためのスクリーン型の避難所用パーティション5張りを購入するため増額するものです。なお、発注から納期までに時間を要することから年度内の完了が困難なため、31万3,000円を令和8年度に繰り越すものです。また、本事業の財源としましては、企業版ふるさと納税寄附金30万円を充当しております。

続きまして、14ページを御覧ください。戸籍・住民基本台帳事務に要する経費につきましては、令和9年度に国外転出者向けマイナンバーカードへの旧氏及びその振り仮名の記載等を行うことから、戸籍附票システム及び住民基本台帳システムに必要な機能を追加

するため、委託料として885万5,000円を増額するものです。なお、システム構築に時間を要することから、年度内に完了することが難しいため、令和8年度に全額繰越しするものです。また、この委託料の財源として、歳入においては、国庫支出金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金を885万5,000円計上しております。

総務部所管は以上となります。

**○健康福祉部長（彦坂 哲君）** 健康福祉部、彦坂です。私からは、健康福祉部所管の歳入歳出について主な内容をご説明申し上げます。

それでは歳出についてご説明申し上げます。15ページを御覧ください。3款、民生費、1項、社会福祉費の介護給付費等に関する経費は、12月議会に補正予算を計上させていただきましたが、利用者数や平均利用件数が想定を上回り自立支援給付費に不足が生じる見込みであることから、1,000万円を増額しております。この歳出に伴う歳入として、国庫負担金2分の1の500万円、県負担金4分の1の250万円をそれぞれ増額しております。

続きまして、介護保険特別会計繰出金は、介護保険特別会計補正に伴い437万円を増額しております。介護給付費の増などが主な理由となります。

次に、16ページを御覧ください。3項、生活保護費、生活保護事務に要する経費は、今年度から本格的に運用が開始されたガバメントクラウドについて、当初、不足を生じないように通信料や通信単価を見込んでおりましたが、想定より所要見込額が少ないことから、使用料及び賃借料122万6,000円を減額しております。

続きまして、その下の最高裁判決等を踏まえた保護費等の追加給付事務に要する経費は、平成25年に国によって行われた生活扶助基準改定により保護費が減額されたことについて、最高裁判決によりこの処分が取り消され、保護費を追加給付することになりました。これに伴い、保護費を追加給付するための生活保護システム改修委託料33万円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国庫補助金10分の10の33万円を増額しております。

次に、17ページを御覧ください。生活保護に要する経費は12月補正予算でも計上させていただきましたが、例年の生活保護受給者の増に加え、医療扶助の支出増による年間支払額に不足が見込まれることから、医療扶助5,000万円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国庫負担金4分の3の3,750万円を増額しております。

続きまして、4款、衛生費、1項、保健衛生費の予防接種に要する経費について、9,163万2,000円の財源充当の変更を行うものであります。こちらは新型コロナウイルスワクチン予防接種について、令和6年度にB類定期接種に移行されたことに伴い、国は激変緩和として市町村に対し助成金を交付していましたが、令和7年度は本助成が廃止となり国からの歳入が見込めなくなったことから、歳入予算の減額補正と併せて財源充当の変更を行うものであります。

続きまして、4款、衛生費、1項、保健衛生費の妊産婦・子育て女性の健康づくり事業は、妊産婦や子育て中の母親を対象に、運動教室と相談を組み合わせたサービスを提供するものですが、本年度財源として見込んでいた国の補助金が不採択となったことから、事業規模を縮小して執行したため、324万7,000円減額するものです。この歳出減に伴う歳

入として、国庫補助金 376 万 3,000 円を減額しております。

続きまして、健康福祉部所管の繰越明許費補正について、ご説明申し上げます。4 ページを御覧ください。繰越明許費補正の 3 款、民生費、3 項、生活保護費の最高裁判決等を踏まえた生活保護システム改修事業 33 万円は、先ほど健康福祉部所管の歳出でご説明申し上げました最高裁判決による処分取消しに伴い、保護費を追加支給するための生活保護システム改修委託料であります。この追加給付事務については、令和 7 年度中に支給準備を開始し、令和 8 年度中に支給事務を完了するよう国から求められており、令和 8 年度での予算執行となる可能性もあることから、繰越明許費を併せて設定させていただきました。

以上、健康福祉部所管分について、ご説明申し上げます。

**○こども部長（助川直美君）** こども部、助川です。続きまして、こども部所管について御説明いたします。

補正予算書 15 ページ下段から 16 ページ上段を御覧ください。3 款、民生費、2 項、児童福祉費、民間保育園運営に要する経費として 1,181 万円を増額しております。内訳といたしまして、まず保育体制強化事業補助金として 672 万円を増額しております。この事業は、保育士の負担軽減と働きやすい環境を整備し、保育の質向上と保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の資格を持たない地域住民や子育て経験者を活用し、施設の清掃、配膳や片づけ、園外活動時の見守りなどを実施するものです。この歳出に伴う歳入では、県支出金の保育対策総合支援事業費補助金として 504 万円を増額しております。

また、16 ページ上段、障害児保育事業補助金 432 万円及び特別支援教育費補助金 77 万円の増額となります。いずれも市独自の補助事業となります。民間の就学前教育・保育施設において、療育手帳や障害者手帳等をお持ちの児童を受け入れた場合の補助事業であり、加配保育士や保育教諭等の給与補助とともに、特別支援教育の振興に資することを目的とするものです。

こども部所管の説明は以上となります。

**○まちづくり振興部長（森川和典君）** まちづくり振興部、森川です。続きまして、まちづくり振興部所管の歳入歳出補正予算について御説明いたします。

補正予算書 18 ページ、中段の 4 款、衛生費、3 項、上水道費、茨城県南水道企業団児童手当負担金、8 万 6,000 円の増額です。茨城県南水道企業団児童手当負担金の額が確定し、当初見込みよりも 3 歳未満の対象人数が増加したため、増額補正をするものです。

続きまして、補正予算書 19 ページ、上段の 5 款、農林水産業費、1 項、農業費、水田農業構造改革対策に要する経費の水田農業転作等実施補助金、7,144 万 3,000 円の減額です。これは、米の転作を推進するため、農業再生協議会が設定した生産数量目標を達成した生産者に対し、実施した面積に応じて補助金を交付しておりますが、飼料用米への転換が米の価格高騰により大幅に減少したことに伴い減額補正するものです。

次に、その下の土地改良事業に要する経費、1,213 万 1,000 円の増です。1 つ目は、下塚排水機場維持管理費負担金の増額で、守谷市外二市湛水防除協議会にて維持管理をしています下塚排水機場において、施設備品等の盗難被害に対する施設復旧工事に伴う負担金、160 万 1,000 円を計上しております。2 つ目は、柵木除塵機改修事業負担金の増額で、当

初は令和8年度予算で計上予定でしたが、国の令和7年度一般会計補正予算の対象となる見込みであることから、設計費の見直しによる工事費増額分5万円も合わせて、事業費負担金1,053万円を新たに計上いたします。柵木除塵機は、平成3年に設置され35年以上経過しており、老朽化が著しく運用に支障を来すため、岡堰土地改良区が実施する柵木除塵機改修事業への負担金を支出するものです。財源につきましては、補正予算書6ページにあります土地改良事業債のうち1,050万円を計上し、事業費負担金の歳出に充当いたします。

続いて、繰越明許費補正につきましては、補正予算書4ページ、5款、農林水産業費、1項、農業費、柵木除塵機改修事業負担金として記載がされております。この事業負担金は全て令和8年度に繰り越して実施をいたします。

まちづくり振興部の御説明は以上となります。

**○建設部長（渡来真一君）** 建設部、渡来です。続きまして、建設部所管の補正予算について御説明いたします。

補正予算書21ページ中段を御覧ください。3項、都市計画費、地籍調査事業に要する経費、94万6,000円の増額です。令和8年度当初予算に計上する予定でありました地籍調査事業の一部が、国の令和7年度の補助事業の対象となったことから、3月補正に前倒して計上いたしまして、令和8年度において事業を実施するため、94万6,000円を翌年度へ繰り越します。繰越明許費補正については、補正予算書5ページ、7款、土木費、3項、都市計画費、地籍調査事業として記載されております。

建設部所管の説明は以上となります。

**○都市整備部長（浅野和生君）** 都市整備部、浅野です。補正予算書21ページを御覧ください。大規模建築物等耐震化支援事業に要する経費でございます。歳出の大規模建築物等耐震診断補助金、610万7,000円の減額でございます。耐震診断1件の補助金となっておりますが、建築物所有者から申請がされず不用額が発生したため、減額の補正を行うものでございます。

あわせて、歳入につきまして、補正予算書9ページから10ページを御覧ください。耐震診断1件に対して、国の補助金として社会資本整備総合交付金305万3,000円と、県の補助金として大規模建築物等耐震化支援事業補助金203万5,000円を見込んでおりましたので減額の補正を行うものでございます。

都市整備部所管の説明は以上となります。

**○教育部長（飯竹永昌君）** 教育委員会、飯竹です。教育委員会所管の補正予算について御説明いたします。

まず、歳入になります。10ページをお開きください。18款、1項、寄附金の教育費寄附金、60万円増につきましては、放課後子どもクラブや特別支援学級、また小学校に充ててほしいとの趣旨で40万円を、また戸頭中学校の楽器購入に充ててほしいとの趣旨で20万円の御寄附を頂きました。それぞれ御寄附いただいた御希望に沿って、学校備品の購入に活用させていただきました。

次に11ページ、21款、諸収入、6項、雑入の学校徴収金返金分遅延損害弁償金68万

2,000円です。令和6年4月に戸頭小学校で確認された学校徴収金の未返金事案に関し、市が支出した保護者等に弁済するための事務費用の一部及び遅延損害金について、未返金事案として市が確認した平成27年度から令和5年度までの期間に関与した学校関係者、合わせて10名に求償する弁償金として計上するものです。

次に、歳出の説明となります。22ページをお開きください。下段となります。9款、教育費、5項、社会教育費のコミュニティ・スクール事業に要する経費につきましては、現在のコミュニティ・スクールコーディネーターの配置状況から、不用額の発生が見込まれるため、1,881万5,000円を減額するものです。

続きまして、23ページ上段を御覧ください。6項、保健体育費の取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する経費につきましては、取手グリーンスポーツセンター指定管理料について、光熱水費の高騰に対する不足額を精算するため、1,581万円を増額計上しております。

教育委員会所管の説明は以上となります。

**○総務部長（吉田文彦君）** 総務部、吉田です。補正予算書の4ページを御覧ください。第2表、繰越明許費補正について御説明いたします。内訳につきましては、それぞれの所管部長より御説明させていただきます。

総務部所管についてです。2款、総務費、1項、総務管理費の県防災情報ネットワークシステム更新事業負担金についてです。こちらは、現在、茨城県において進めております茨城県防災情報ネットワークの更新に伴う市町村負担金となっており、茨城県において当該事業の工期を翌年度に繰り越すことから、負担金1,143万7,000円を翌年度に繰越しするものです。

次に、災害時用備品整備事業31万3,000円、戸籍附票・住民基本台帳システム改修事業885万5,000円につきましては、先ほど歳出の説明で申し上げましたので省略させていただきます。

総務部所管は以上となります。

**○こども部長（助川直美君）** こども部、助川です。続きまして、こども部所管について御説明いたします。

3款、民生費、2項、児童福祉費、低所得の子育て世帯生活応援特別給付金支給事業、1億498万2,000円です。こちらは茨城県の事業となっており、低所得の子育て世帯の児童1人当たりに対し5万円を支給するものです。申請の締切りが4月30日であり、令和8年度に繰り越して執行する必要があるため、予算の全額を繰越明許費設定としています。説明は以上となります。

**○まちづくり振興部長（森川和典君）** まちづくり振興部、森川です。続きまして、まちづくり振興部所管の繰越明許費補正について御説明をいたします。

補正予算書4ページ、4款、衛生費、1項、保健衛生費、取手駅前公衆トイレ設置事業につきましては、当初の工事行程にありませんでした地中障害物の撤去や、排水方式の変更等が発生した結果、工事に不測の日数を要しており、年度内に工事が完了しない可能性があることから、工事請負費6,815万2,000円を翌年度に繰り越すものです。

まちづくり振興部からの説明は以上です。

○建設部長（渡来真一君） 建設部、渡来です。続きまして、建設部所管の繰越明許費について御説明いたします。

第2表の7款、土木費、2項、道路橋りょう費を御覧ください。橋りょう長寿命化事業及び横断歩道橋長寿命化事業については、関係機関とのスケジュール調整に時間を要したため、工事請負費として合わせて1,690万円を翌年度へ繰越します。下に移りまして、小文間（市道5148号線）道路改良事業は、用地取得に不測の日数を要していることから年度内の完成が困難な状況であるため、役務費1万5,000円、公有財産購入費768万円、補償、補てん及び賠償金1億171万2,000円、合わせて1億940万7,000円を翌年度へ繰越します。下に移りまして、井野団地外周道路（市道0115号線ほか）道路改良事業は、地下埋設物の移設に不測の日数を要していることから年度内の完成が困難な状況であるため、工事請負費9,026万円を翌年度へ繰越します。下に移りまして、井野台四丁目（市道3276号線ほか）道路改良事業は、地下埋設物の移設に不測の日数を要していることから年度内の完成が困難な状況であるため、工事請負費4,523万円、補償、補てん及び賠償金212万5,000円、合わせて4,735万5,000円を翌年度へ繰越します。下に移りまして、桑原（市道4042号線）道路改良事業は、地下埋設物の移設に不測の日数を要していることから年度内の完成が困難な状況であるため、工事請負費4,251万円を翌年度へ繰越します。下に移りまして、野々井（市道2365号線）道路改良事業は、境界確定に不測の日数を要したことから年度内の完成が困難な状況であるため、役務費116万2,000円、委託料1,269万4,000円、補償、補てん及び賠償金676万2,000円、合わせて2,061万8,000円を翌年度へ繰り越します。

続きまして5ページ、3項、都市計画費です。都市計画道路3・5・23号北敷・沼附線整備事業は、補償物件の撤去に不測の日数を要していることから年度内の完成が困難な状況であるため、工事請負費8,843万6,000円、公有財産購入費279万2,000円、補償、補てん及び賠償金1,378万2,000円、合わせて1億501万円を翌年度へ繰り越します。下に移りまして、排水機場・双葉ポンプ場改修事業です。双葉第一ポンプ場通信センサーほか改修工事において、他の優先すべき修繕事案が発生し不測の日数を要したため、工事請負費2,952万4,000円、古戸排水機場実施設計委託においては、施設改修等に不測の日数を要したため、委託料334万4,000円の合わせて3,286万8,000円を翌年度へ繰越します。下に移りまして、藤代地区雨水排水整備事業は、工事を進める上で支障となる地下埋設物の移設協議や、移設工事に不測の日数を要し年度内の完成が困難な状況であるため、工事請負費4,986万5,000円、補償、補てん及び賠償金1,225万円、合わせて6,211万5,000円を翌年度へ繰り越します。最後に、下高井水砂地区雨水排水整備事業は、これまで進めてきました基本設計委託と実施設計委託において、推進工法による整備を想定しておりましたが、多額の事業費がかかることが判明したため、整備方針に大幅な変更が生じたことにより新たな整備方針の準備等に不測の日数を要したため、委託料3,056万9,000円を翌年度へ繰越します。

建設部所管の説明は以上となります。

○都市整備部長（浅野和生君） 都市整備部、浅野です。続きまして、都市整備部所管について御説明いたします。

補正予算書5ページを御覧ください。7款、土木費、3項、都市計画費、桑原地区整備推進事業でございます。こちらは、準備組合が行う本組合の設立準備業務に対する補助金であり、準備組合が土地区画整理事業の事業化を目指す中で、地権者合意形成業務に対し継続して支援する必要があることから、桑原地区土地区画整理事業補助金1160万5,000円を翌年度に繰越しするものでございます。

次に、3項、都市計画費、大規模建築物等耐震化支援事業に要する経費でございます。こちらにつきましては、大規模建築物の所有者が耐震設計や耐震改修工事を行う際の補助金であり、第三者審査機関である一般社団法人耐震技術広域連携協議会に評定取得の申請をしたところ、協議会における審査に不測の日数を要し着工に遅れが生じたことから、大規模建築物等耐震化支援事業の5,198万7,000円を翌年度に繰越しするものでございます。

都市整備部所管の説明は以上となります。

○消防長（岡田直紀君） 消防本部の岡田です。続きまして、消防本部所管の繰越明許費について御説明いたします。

8款、1項、消防費の県防災情報ネットワークシステム更新事業負担金につきましては、先ほど総務部長からもありましたように、現在、茨城県において更新計画を進めております茨城県防災情報ネットワークシステムは、消防でも装備をしているため、その更新に伴う市町村負担金の消防分であり、県において当該事業の延長が決定していることから、負担金1,143万7,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、消防本部受変電設備改修事業につきましては、改修に必要な部材の納期が遅れ、東京電力が行う作業が年度内の工事完了は困難となったことから、工事請負費495万円を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、消防ポンプ自動車購入事業につきましては、消防車両のシャシーが新たな法規への適合が義務化されるため、新型モデルのシャシーでの生産が必要となり年度内の車両納入は困難となったことから、備品購入費4,294万5,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

消防本部所管の説明は以上です。

○教育部長（飯竹永昌君） 教育委員会、飯竹です。続きまして、教育委員会所管の繰越明許費補正について御説明いたします。

5ページ最下段、9款、教育費、3項、中学校費の中学校体育館・武道場空調設備設置事業、5億5,612万円につきましては、市内公立中学校6校のうち、電気式の空調設備の整備を進めている取手第一中学校及び藤代中学校の2校において、令和8年度から受変電設備で使用されている一部の部品の規格が変更となることに伴って需要の増加が発生した結果、受変電設備の納入及び設置に不測の日数を要しており年度内に工事の完了が困難であることから、翌年度に繰り越すものです。

第2表、繰越明許費補正の説明は以上となります。

○財政部長（田中英樹君） 財政部、田中です。続きまして、議案書6ページを御覧くだ

さい。第3表、地方債補正は、地方債の利率につきまして、昨今の金利上昇傾向を踏まえまして、利率の上限を従来の3%から5%へ引き上げるものです。また、歳入歳出予算に係る各担当部長からの説明にありまして、土地改良事業、市道整備事業、デジタル活用推進事業の3件の限度額を変更しております。

以上が、議案第12号、令和7年度取手市一般会計補正予算（第9号）の説明となります。

続きまして、各特別会計の補正予算につきまして、担当部長より御説明いたします。

**○都市整備部長（浅野和生君）** 都市整備部、浅野です。議案第13号、令和7年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

補正予算書2ページをお開きください。第1表、繰越明許費補正でございます。取手駅北土地区画整理事業3,527万円を繰越しとさせていただきます。主な内容といたしましては、区画整理事業完了手続であります、換地処分に向けた換地関連業務委託となります。委託内容は、出来形確認測量を基に、茨城県から換地計画の認可を得るための図書を作成するものであり、地権者への換地処分通知書を送達し、換地処分の公告を行った後に、画地の登記手続を行うことから繰越しするものでございます。

続きまして、補正予算書3ページ、第2表、地方債補正についてでございますが、取手駅北土地区画整理事業債の利率も、昨今の金利上昇傾向を踏まえまして、利率の上限を3%から5%に変更するものです。

最後に、補正予算書4ページをお開きください。地方債の現在高の見込みに関する調書についてですが、地方債の主なものといたしましては、取手駅北土地区画整理事業債、合併特例債となっております。合計で前年度末現在高見込額55億2,702万1,000円、当該年度末現在高見込額52億2,244万3,000円となっております。

議案第13号、令和7年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第3号）についての説明は以上となります。

**○健康福祉部長（彦坂 哲君）** 健康福祉部、彦坂です。議案第14号、令和7年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ120万7,000円を増額し、予算総額を103億3,589万3,000円とするものです。

歳入について御説明いたします。補正予算書4ページを御覧ください。5款、財産収入、1項、財産運用収入、財政調整基金利子は、基金の運用利子の確定に伴い、歳入において財政調整基金利子を、歳出においては財政調整基金積立金をそれぞれ120万7,000円増額するものです。

以上が、国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についての御説明となります。

続きまして、議案第15号、令和7年度取手市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,495万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を101億6,322万8,000円とするものです。

まず、歳入から御説明いたします。4ページを御覧ください。1款、1項、介護保険料です。介護保険料徴収見込額に即し、2,388万5,000円を増額しております。内訳ですが、

現年度分特別徴収保険料 9 万 8,000 円、現年度分普通徴収保険料 2,378 万 7,000 円をそれぞれ増額するものです。次に、介護給付費等の増加により、3 款、国庫支出金、1 項、国庫負担金 699 万 1,000 円、2 項、国庫補助金 17 万 4,000 円、4 款、支払基金交付金 943 万 8,000 円、5 款、県支出金 437 万円、7 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金 437 万円を増額し、2 項、基金繰入金 1,427 万 2,000 円を減額しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。5 ページを御覧ください。2 款、保険給付費、1 項、介護サービス等諸費を御説明いたします。居宅介護サービス給付費に要する経費は、利用者の増加により給付費が見込みより増えることが予想されるため、3,200 万円を増額しております。続きまして、3 項、その他の諸費、審査支払手数料に要する経費になります。こちらは、利用者の増加により、茨城県国民健康保険団体連合会に審査を依頼する件数が見込みより増えることが予想されるため、1 万 6,000 円を増額しております。

続きまして、6 ページを御覧ください。4 項、高額介護サービス等費、高額介護サービス費に要する経費は、介護サービスを利用した際の負担額が一定額を超えたときに、超えた分を支給し、利用者負担の軽減を図るものです。こちらにも利用者の増加により 270 万円を増額しております。

次に、5 項、高額医療合算介護サービス等費の高額医療合算介護サービス費に要する経費になります。医療と介護サービスの両方を利用した際の負担額が一定額を超えたときに、超えた分を支給するものです。こちらにも利用者の増加により 24 万円を増額しております。

以上、議案第 15 号、令和 7 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）についての御説明となります。

**○まちづくり振興部長（森川和典君）** まちづくり振興部、森川です。議案第 16 号、令和 7 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 2 号）について御説明をいたします。

競輪事業特別会計補正予算書 2 ページを御覧ください。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7,000 万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 47 億 7,030 万円とするものです。

まず、歳入予算から御説明いたします。4 ページをお願いいたします。2 款、車券発売収入、1 項、車券発売収入は、通常開催車券発売収入としまして、8 月 20 日から 22 日の F I 競輪、12 月 24 日から 26 日の F II 競輪及び 1 月 12 日から 14 日の F I 競輪の 3 開催が終了し、通常開催車券発売額が確定したため、1 億 3,453 万 5,000 円を減額しております。なお、令和 7 年度取手市営競輪の車券発売額は、45 億 6,546 万 5,400 円となり、返還金を除いた車券売上額は 45 億 3,511 万 1,300 円となっております。

5 款、繰越金、1 項、繰越金は、前年度繰越金としまして、令和 6 年度からの繰越額が確定したことにより、4,292 万 3,000 円を増額しております。

6 款、諸収入、2 項、受託事業収入の場外車券発売事務受託収入を 370 万 5,000 円減額するほか、3 項、雑入の払戻金端数切捨収入としまして 2,508 万円を計上しております。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。5 ページをお願いいたします。1 款、競輪事業費、1 項、総務費の競輪事務に要する経費ですが、競輪事業基金積立金といたしまして 1,003 万 7,000 円を増額しております。

5 ページから 6 ページをお願いいたします。2 項、事業費の通常競輪事業に要する経費ですが、令和 7 年度の市営競輪本場開催が終了したことにより、車券売上額に対して発生する経費などにつき、場外車券発売開催委託料を 1 億 4,004 万 6,000 円、競輪業務実施委託料を 500 万円、全国競輪施行者協議会分担金を 650 万円、JKA 交付金を 2,000 万円減額するほか、車券売上額が確定したため、当該売上額の 75%を払い戻す的中車券払戻金を、1 億 2,366 万 6,000 円減額しております。

3 款、諸支出金、1 項、諸支出金の競輪事業繰出金ですが、歳入面では市営競輪本場開催を 3 開催実施したことや、インターネット投票による車券発売が好調なこと、歳出面では経費削減に努めたことなどにより、1 億 9,000 万円を増額しております。また、議案第 12 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 9 号）の歳入においても、21 款、諸収入、5 項、収益事業収入の競輪事業特別会計繰入金で同額を増額計上しており、令和 7 年度の一般会計への繰出金は 2 億 2,000 万円を予定しております。

議案第 16 号、令和 7 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 2 号）についての説明は以上です。

**○副市長（伊藤 哲君）** 副市長の伊藤でございます。議案第 17 号、令和 8 年度取手市一般会計予算について御説明いたします。

初めに私から、予算の概要について予算説明書を用いて説明してまいります。それでは、予算説明書 3 ページを御覧ください。令和 8 年度一般会計当初予算の規模は 499 億 1,000 万円で、前年度当初予算と比較して 5 億 3,000 万円の減、率にして 1.1%の減となりました。予算規模が減となった要因でございますが、高齢化に伴う社会保障関係経費の増や、物価高騰の影響により各種行政コストが増となった一方で、令和 7 年度当初予算に計上した市立小中学校体育館及び中学校武道場への空調設備設置事業などの予算計上がなくなったため、事業費の差引きにより一般会計全体では減となっております。

次に、歳入について概要を御説明いたします。6 ページを御覧ください。このページでは、款ごとに令和 8 年度と令和 7 年度の当初予算額を比較した増減額・増減率を掲載しております。増減が大きい主なものを御説明いたします。1 款の市税は、令和 7 年度の課税実績を基に積算したことにより、個人市民税は増を見込む一方、法人市民税を減で見込み、市税全体では、ほぼ横ばいの 0.1%の減となっております。7 款の地方消費税交付金、11 款の地方交付税は、国の地方財政計画による増を見込み、それぞれ 9.1%と 8.5%の増となっております。21 款の諸収入は、国の小学校給食費の抜本的な負担軽減に伴い、保護者から徴収する給食費が大きく減となることなどにより、全体で 42.4%の減となっております。22 款の市債は、先ほど申し上げました小中学校体育館及び中学校武道場への空調設備設置などの財源として活用した地方債が減となったため、全体で 49.6%の減となっております。歳入の説明は以上となります。

続きまして、歳出について主な事業を款ごとに御説明いたします。まず、18 ページからの総務費です。主な事業としましては、25 ページにあります庁舎の整備に要する経費では、老朽化が進む取手庁舎の今後の在り方を検討するため、広く市民や議会からの意見をいただきながら取手庁舎整備基本構想を作成し、今後の庁舎整備の基本方針を整理しま

す。

また、30 ページ・31 ページにありますように、災害対策事業では取手市総合防災マップの内容をより充実したものへ刷新し、市内全戸へ配布するとともに、段ボールベッドなどの災害用資機材を整備することで、災害対応力のさらなる強化を図ります。

次に、38 ページからの民生費です。主な事業としましては、42 ページ、54 ページにありますように、福祉施設LED照明改修事業では、ESCO（エスコ）手法を活用し、市内6福祉施設の照明をLED化します。なお、令和8年度予算では、このほかにも道路や公園の屋外照明、公共施設の照明器具LED化を予定しており、第二次取手市地球温暖化防止実行計画での省エネルギー化を推進してまいります。

次に、57 ページにあります、こども・若者まんなか応援サイト開設事業では、結婚・出産・育児など、それぞれのライフステージに応じて必要な情報にアクセスできるよう、こどもや若者に特化したサイトを開設します。

58 ページにあります、見守りおむつ定期便事業では、生後5か月から1歳になるまでの乳児とその保護者を対象に、見守り支援員が定期的に訪問し、育児に関する相談を受けるとともに、おむつやミルクなどの子育てグッズを届けることで、子育て世帯の精神的・経済的な負担軽減を図ります。

次に、70 ページからの衛生費です。主な事業としましては、76 ページにありますように、産婦人科・小児科オンライン相談サービスでは、18歳までの子どもがいる保護者や妊産婦などを対象に、LINEを活用した産婦人科医、小児科医、助産師によるオンライン相談を行うことで、子育て世代の不安解消を図ります。

次に、84 ページからの農林水産業費です。主な事業としましては、85 ページにありますように、水稻病虫害防除補助金では、農作物等へのカメムシ被害を防ぐ取組を行った農家に対して、新たに補助金を交付します。

次に、95 ページからの土木費です。主な事業としましては、96 ページから100 ページにありますように、戸頭地区のふれあい道路の改修や市内3地区の生活道路の改良、3路線の通学路の安全対策を進め、安全安心なまちづくりに取り組みます。

100 ページ・101 ページにあります桑原地区整備の推進につきましては、引き続き、事業化に向けた国県等との関係機関協議を進めるとともに、準備組合に対する事業化支援を行います。

また、排水対策としまして、105 ページから107 ページにありますように、排水ポンプの改修や排水路整備などを進め、家屋の浸水被害や道路冠水を防ぎます。

109 ページにあります緑地運動公園の改修事業では、公園内の広場や野球場といった施設の配置換えの検討に向けて、測量などの現地調査を実施します。

次に、113 ページからの消防費です。主な事業は、115 ページにありますように、消防団活動の充実・強化を図るため、消防ポンプ自動車1台を更新するとともに、常備消防でも、戸頭消防署及び柵木消防署の指令車、吉田消防署に配備されている資機材搬送車を更新し、消防体制の強化を図ります。

次に、116 ページからの教育費です。主な事業としましては、117 ページ・120 ページ

にありますように、児童生徒の英語力を向上させるため、令和8年度からALT5名を増員し、市内の全小中学校に各1名ずつの常駐体制を確立するとともに、生成AI英語学習アプリを導入し、学校と家庭での反復練習を可能とし、学習の相乗効果を図ります。さらに、英語検定の受験料に対しても新たに補助金を交付するなど、グローバルな人材育成を図ります。

次に、123ページ・127ページにありますように、老朽化する取手東小学校の体育館長寿命化改良・校舎改修工事や、藤代南中学校の防球ネットの改修工事など、児童生徒の安全かつ快適な学習環境を整備します。

134ページ・135ページにあります井野公民館の改修工事では、施設の改修と併せてバリアフリー化工事を行い、幅広い世代の生涯学習を推進するための環境を整備します。

そのほか、138ページにありますグリーンスポーツセンターの改修工事では、室内プール観覧席に空調を設置するなど、利用者の利便性向上を図り、市民の健康づくりなどを支援します。

以上、令和8年度取手市一般会計予算（案）の概要について、ご説明申し上げました。

続きまして、各担当部長より詳細を御説明いたします。

**○財政部長（田中英樹君）** 財政部、田中です。それではまず歳入につきまして、お手元の予算書と予算説明書に基づいて御説明いたします。

初めに、予算説明書6ページを御覧ください。歳入の全体像について御説明いたします。令和7年度当初予算と比較して増額となっている項目は、7款、地方消費税交付金、10款、地方特例交付金、11款、地方交付税、15款、国庫支出金、19款、繰入金など15項目、減額となっている項目は、1款、市税、9款、環境性能割交付金、21款、諸収入、22款、市債など5項目、昨年と同額が、12款、交通安全対策特別交付金と20款、繰越金の2項目となっております。

次に、歳入について主なものを御説明いたします。予算説明書の8ページを御覧ください。1款、市税についてであります。個人市民税の均等割と所得割につきましては、前年度の課税実績を基に算出しております。個人市民税の所得割は、前年度比2億3,954万5,000円増の61億3,780万8,000円を見込みました。これは賃金の上昇に伴い、個人所得が増加傾向にあることなどによるものです。

次に、法人市民税です。法人税割については、8ページの下から2行目の予算額、8億5,991万4,000円を見込み、前年度と比べ2億3,061万4,000円の減となっております。令和8年度につきましては、市内大手企業の業績が、先行きの不透明感や追加関税の影響により前年度を下回る見込みであることを考慮しつつ、令和7年度の課税実績を基に算出した結果、減額を見込んでおります。

予算説明書9ページを御覧ください。固定資産税の土地については、9ページ表の下に予算額とありますが、14億3,698万8,000円を見込んでおります。地価の下落等により、前年度と比較し403万円の減となっております。

次に、固定資産税の家屋については、10ページを御覧ください。表の上に予算額とありますが、29億2,814万円を見込んでおります。新築家屋の増により、前年度と比較し

て5,694万5,000円の増となります。

次に、11ページを御覧ください。軽自動車税は、表の下に予算額とありますが、2億5,514万5,000円を見込んでおります。環境性能割につきましては、令和8年3月31日をもって廃止されることとなりましたが、令和8年2月及び3月に登録された車両に対する分の交付が令和8年度となるため、2か月分の462万9,000円を見込んでおります。

次に、12ページを御覧ください。市たばこ税です。たばこ税は6億3,018万2,000円を見込んでおります。

次に、13ページの滞納繰越分です。税目ごとに令和7年度分の収入額と不納欠損額から滞納繰越分を算出し、それを基に令和8年度滞納繰越分を見込んでおります。各税目を合計した予算額としては、9,229万8,000円と見込んでおります。

次に、14ページから15ページを御覧ください。2款、地方譲与税から10款、地方特例交付金までと、12款、交通安全対策特別交付金については、地方財政計画に基づき推計をいたしました。初めに、2款、地方譲与税についてであります。地方揮発油譲与税について、令和7年12月31日に暫定税率が廃止されたことなどに伴い、前年度と比べて1,200万円減、率にして16%減の6,300万円を見込んでおります。7款の地方消費税交付金は、県から示された見込額である27億9,000万円を計上しております。前年度と比較して、2億3,300万円の増、率にして9.1%の増となります。9款、環境性能割交付金は、先ほど市税の軽自動車税環境性能割でも申し上げたとおり、自動車税の環境性能割についても令和8年3月31日で廃止されることとなりましたが、令和7年度の精算分として一部交付見込みがあるため、県から示された見込額を基に100万円を計上しております。10款、地方特例交付金は、国が実施する施策によって地方財政が影響を受けないように交付される財源です。令和8年度は先ほども御説明したとおり、国の税制改正により自動車税と軽自動車税の環境性能割及び揮発油税の暫定税率が廃止されたことから、市町村に生じる減収分について、それぞれ減収補てん特例交付金が措置されております。

次に、15ページの上段、11款、地方交付税についてであります。普通交付税は89億6,000万円を見込んでおります。前年度より6億円の増となります。また、特別交付税は、先ほど令和7年度一般会計補正予算（第9号）の説明で申し上げましたが、常総環境センターの火災対応への措置が引き続き見込まれることから、前年度より1億4,000万円増の5億1,000万円を計上しました。

次に、13款、分担金及び負担金についてですが、ここからは予算書のほうを御覧ください。予算書の24ページになります。主なものとしましては、1目、民生費負担金の民間保育園入所児保護者負担金が9,241万6,000円、3目、教育費負担金の放課後児童対策事業保護者負担金が4,064万6,000円などとなっております。

次に、14款、使用料及び手数料について、主なものを申し上げます。まず1項、使用料については、25ページ上段の2目、民生使用料の公立保育所使用料（保護者負担分）が6,238万5,000円、下段の6目、土木使用料の道路使用料が3,800万円などとなっております。

次に、27ページからの2項、手数料については、1目、総務手数料の2節、戸籍住民

登録手数料が、戸籍や住民票の写しなど合わせて2,712万2,000円となっております。また、次の28ページ上段にあります2目、衛生手数料のし尿処理手数料は、現年度分として2,328万円を計上しております。

次に、15款、国庫支出金についてであります。29ページ中段の第1項、国庫負担金は、1目、民生費国庫負担金で69億6,028万9,000円を計上しております。主なものを申し上げますと、社会福祉費負担金の自立支援給付費負担金が13億3,800万円、児童手当負担金が14億6,095万6,000円、30ページ上段、児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付費負担金が14億2,308万4,000円、その下の生活保護費負担金が19億4,122万5,000円などとなっております。

続いて、中段から始まります2項、国庫補助金につきましても主なものを申し上げます。まず2目、民生費国庫補助金の下段にあります就学前教育・保育施設整備交付金は、2か年で実施している取手保育園の増改築に対して、市が支出する補助金の財源として受け入れられるもので、9,060万6,000円となっております。

次に、31ページ中段の4目、土木費国庫補助金の防災・安全交付金のうち生活空間の安全確保分は、ふれあい道路の改修や通学路整備事業、都市計画道路整備事業に対する交付金で、合わせて2億7,610万円となっております。その下の、5目、教育費国庫補助金、学校施設環境改善交付金は、取手東小学校体育館長寿命化改良・校舎改修工事に対する交付金で1億717万4,000円となっております。

次に、16款、県支出金です。主なものは、32ページ下段の1目、民生費県負担金の自立支援給付費負担金が6億6,900万円、子どものための教育・保育給付費負担金が6億136万9,000円などとなっております。

次に、34ページ一番下の6目、教育費県補助金の小学校給食費負担軽減交付金は、国の小学校給食費の抜本的な負担軽減により、保護者から徴収する給食費が大きく減となることなどにより新たに交付されるもので、2億2,874万2,000円となっております。

次に、37ページの18款、寄附金であります。中段のふるさと取手応援基金寄附金は、令和7年度と同額の30億円を計上しております。令和8年度は新たなポータルサイトの追加、返礼品ラインナップの拡充、広告のさらなる有効活用などにより30億円を目標として取り組んでまいります。また、企業版ふるさと納税につきまして、これまでの寄附実績等も考慮しながら新たに300万円を計上しております。仲介事業者を活用し、積極的に歳入増加を目指してまいります。

次に、19款、繰入金です。予算書37ページ下段の2項、基金繰入金のうち、1目、財政調整基金繰入金は、前年度と同額の8億円、2目、減債基金繰入金は、前年度から1億円増の4億円を計上しております。4目、公共施設整備基金繰入金は、井野公民館、ふれあいの郷、グリーンスポーツセンターなどの改修の財源として、1億7,211万2,000円を計上しております。6目、ふるさと取手応援基金繰入金は、ふるさと取手応援寄附金推進事業や、福祉・教育・文化などの各分野の事業の財源として、前年度比7,153万7,000円増の25億1,791万5,000円を計上しております。また、10目、地域振興基金繰入金は、令和4年度・5年度に合併特例債を活用して造成した基金を新市まちづくり計画に沿って

活用するもので、令和7年度に償還する金額の見合い分である2億2,205万円を計上しており、地域の振興や地域の連帯の強化に資する事業を中心に活用しております。

次に、21款、諸収入です。こちらは増減の大きなものを申し上げます。39ページ下段の競輪事業特別会計繰入金は、通常競輪の開催が前年度に引き続き3開催となることに加え、車券発売収入の増を見込み、1,000万円増の4,000万円としております。また、予算書40ページの4目、給食事業収入は、先ほども御説明した国の小学校給食費の抜本的な負担軽減により、保護者から徴収する給食費が大きく減となることから、全体で約2.1億円減の2億191万5,000円となっております。なお、小学校給食代として今回予算計上されているものは、教職員等の分となっております。その下の5目、雑入は、前年度と比較して2億1,194万9,000円の減となっております。減となった主な要因は、令和7年度当初予算に計上した、デジタル基盤改革支援補助金1億2,761万6,000円が減となったことや、新型コロナウイルスワクチン助成金が、ワクチン接種が定期接種へと移行し助成金がなくなったことから、9,163万2,000円の減となったことなどによります。

次に、予算書43ページからの22款、市債についてであります。44ページ中段の6目、教育債については、前年度と比較して5億4,420万円増の7億2,120万円を計上しております。大きく増となった要因は、取手東小学校体育館長寿命化改良・校舎改修工事を実施することなどによるものです。続いて7目、緊急防災・減災事業債は、消防指令システム・消防救急デジタル無線システムの更新にかかる負担金に7,840万円、8目、緊急自然災害防止対策事業債は、排水ポンプ場・排水機場の改修、藤代地区雨水排水整備に合わせて1億8,250万円を計上しております。どちらの地方債も令和7年度末を期限とされておりましたが、国の地方債計画において期限が5年間延長されたため、令和8年度以降も引き続き活用してまいります。

歳入につきましての説明は以上です。

続きまして、歳出予算について、各款ごとに主なものを各部一括にて御説明いたします。

**○議会事務局長（前野 拓君）** 議会事務局、前野です。それでは歳出予算のうち、1款、議会費について御説明いたします。

予算書は45ページです。まず最初に、議会費全体としては、令和7年度当初予算額と比較しますと、1,007万6,000円減の2億6,542万6,000円となっております。全体として減額となった理由としましては、議員の皆様が3人欠員となっており、それに伴い、報酬・期末手当・共済給付費負担金がそれぞれ減額となっていることによります。

それでは各事業の中で主なものを御説明いたします。予算書45ページ、予算説明書16ページを御覧ください。議員報酬等に要する経費、1億8,115万5,000円でございます。昨年度と比較して全体で1,027万7,000円の減額となっております。皆さん御承知のように、議員報酬の増額や期末手当支給率が増加しておりますけれども、先ほども申し上げたとおり、3名の欠員が出ている関係で減額となっております。また、議員共済給付費負担金は、負担金率が年々下がってきていることに加え、議員数が減ったことにより、令和7年度より364万円減の2,812万4,000円となっております。

次に、予算書46ページ、予算説明書16ページから17ページ、議会調査運営に要する

経費、1,453万9,000円です。まず初めに、新規に計上している費用といたしまして、議長車運転業務委託料219万5,000円です。こちらは議長公務において、これまで自家用車を御自身が運転して移動していた部分について、市議会を代表する立場として、公務の円滑な遂行と安全確保の観点から、その必要性、合理性を踏まえた上で議長車の運転を業務委託し、送迎を行うこととしたものです。

続いて、議員の皆様にご貸与しておりますタブレットについてです。令和8年度はタブレット使用料263万6,000円と修繕料56万6,000円のうち、タブレット修理代として31万6,000円、電子書棚及び電子採決システム使用料99万円を計上しております。

続きまして、予算書47ページ、議会報及び会議録発行に要する経費、403万2,000円です。議会報ひびき概要版発行に伴う経費として、印刷製本費21万6,000円と二つ折りと封入の手数料13万5,000円を計上しているほか、会議録作成支援システム用備品として、パソコン及び音響機器の更新を予定しており、新規に68万3,000円を計上しております。

以上で1款、議会費の関係の御説明を終わります。

**○総務部長（吉田文彦君）** 総務部、吉田です。続いて、2款、総務費につきまして御説明いたします。総務費の所管につきましては、総務部、政策推進部、財政部、会計課及び監査委員事務局に分かれており、各所管部長から御説明いたします。

総務費の説明に入る前に、まず一般会計における人件費について御説明申し上げます。予算説明書109ページ【「109ページ」を「190ページ」に発言訂正】、令和8年度一般会計性質別歳出内訳の表を御覧ください。表の2段目、一般会計の人件費総額、92億2,599万1,000円を計上しています。対前年度比4億8,925万5,000円、5.6%の増額となっています。

続きまして、5段目、一般職員の人件費ですが、71億9,474万円で、対前年度比3億2,652万6,000円、4.8%の増額となっています。主な要因としましては、人事院勧告に伴う給料表の改定や期末・勤勉手当の支給率の増などが挙げられます。

次に、その下段、会計年度任用職員の人件費ですが、16億9,100万1,000円で、対前年度比2億2,694万4,000円、15.5%の増額となっています。こちらも主な要因としましては、人事院勧告に伴い報酬単価や期末・勤勉手当の支給率が増となったことが挙げられます。

続きまして、2款、総務費の説明に入らせていただきます。新規事業や増減の大きなものなど、主なものにつきまして予算説明書に基づき御説明させていただきます。予算説明書18ページを御覧ください。市民憲章推進に要する経費173万2,000円です。前年度から149万8,000円の増額となります。要因としましては、緑化推進委託料として、岡堰桜の植樹事業155万8,000円を新規計上したことによるものです。

次に、19ページ中段、防犯に要する経費、2,062万1,000円です。前年度から118万7,000円の増額となります。主な要因としましては、防犯活動推進員の報酬単価の増などが挙げられます。

同じく19ページ下段、空家等の適正管理事業に要する経費、179万8,000円です。前

年度から 181 万 5,000 円の減となります。主な要因としましては、昨年度に計上した空家等実態調査業務委託事業が終了したことが挙げられます。

次に、26 ページ下段から 28 ページにかけての電算・O A 化等に要する経費 5 億 1,448 万 4,000 円です。前年度から 1,797 万円の減額となります。主な要因としましては、自治体情報システムの標準化への移行が完了したことに伴い、移行にかかる業務委託料が 7,708 万 8,000 円の皆減となりました。また、標準化に伴い令和 7 年度から発生しましたガバメントクラウド利用料は、使用した通信量等に応じて金額が決定しますが、想定よりも低い金額で推移していることから、1,104 万 1,000 円の減となります。一方で、情報系サーバー機器等使用料は、令和 8 年 3 月に新サーバー移行に伴い、3,425 万 4,000 円の増となっております。

同じく 28 ページ下段から 29 ページにかけての自転車駐車場の維持管理に要する経費、7,987 万 3,000 円です。前年度から 1,710 万 9,000 円の増となります。主な要因としましては、サイクルステーションとりでにある機械式駐輪機の定期的な部品交換費や人件費の増が挙げられます。また、サイクルステーションとりで及び新取手駅自転車駐車場の照明機器を L E D 化することに伴う増が挙げられます。

同じく 29 ページ下段の地区集会所整備に要する経費、18 万 5,000 円です。自治会や町内会のコミュニティー活動の中心となる地区集会所の修繕や維持等を補助するものです。前年度から 239 万 6,000 円の減額となっております。減額の主な要因としましては、令和 7 年度に 3 件計上されていた集会所の整備事業が、令和 8 年度は申請がなかったことによるものです。

次に、30 ページ下段、災害対策に要する経費、6,076 万 3,000 円です。前年度から 3,070 万 4,000 円の増となっております。主な要因としましては、令和 8 年度から変更となる防災気象情報や内水浸水想定区域図の掲載に加え、音声で情報を伝える音声コードを導入した取手市総合防災マップの作成及び全戸配布に伴い、印刷製本費が増になったことが挙げられます。

次に、31 ページ中段の防災施設等の整備に要する経費、3,543 万 6,000 円です。前年度から 594 万 6,000 円の増となっております。主な要因としましては、280 メガヘルツ帯防災行政無線設備において、隔年で実施しております屋外拡声子局の点検及びバッテリーの交換に伴い増となったことが挙げられます。

次に、32 ページ中段の男女共同参画社会の推進に要する経費、78 万 1,000 円です。前年度から 279 万 5,000 円の減額となります。主な要因としましては、第 5 次取手市男女共同参画計画の策定に先立ち、令和 7 年度に市民及び事業所へのアンケート調査を実施したことが挙げられます。

同じく 32 ページ下段の非核平和推進関係経費、19 万 5,000 円です。前年度から 92 万 2,000 円の減額となります。主な要因としましては、令和 7 年度に戦後 80 年平和祈念事業として市内小中学校への平和図書配架を行ったこと、また藤代庁舎にある非核平和看板の修繕を実施したことが挙げられます。

次に、34 ページ中段から 36 ページにかけての戸籍・住民基本台帳事務に要する経費、

9,626万1,000円です。主なものは、戸籍及び住民基本台帳関係届出、各種証明書等の交付に関するシステム使用料です。前年度から3,482万5,000円の減額となっております。主な要因としましては、戸籍法改正による氏名の振り仮名を戸籍に記載するための通知書作成と送付、戸籍システム標準化へ対応するための業務委託が完了したことが挙げられます。

次に、36ページ上段、個人番号事務に要する経費、7,389万8,000円です。主なものは、市民課及び藤代総合窓口課において、個人番号カードの申請・交付等の事務を行う会計年度任用職員の報酬とマイナンバーカードのサポートに関する委託料です。前年度から824万5,000円の増額となります。主な要因としましては、会計年度任用職員の増員が挙げられます。

同じく36ページ下段、茨城県議会議員一般選挙に要する経費、4,695万8,000円です。茨城県議会議員の任期満了に伴い執行が予定されている選挙費となっております。

次に、37ページの市長及び市議会議員補欠選挙の同時選挙に要する経費、181万2,000円は、令和9年4月に市長の任期満了に伴い執行が予定される市長選挙、及び取手市議会議員に欠員が生じていることに伴う市議会議員補欠選挙の経費です。主なものは、令和8年度中に執行する選挙管理委員会にかかる経費及び広報臨時号の発行費用です。

ここで、訂正をさせていただきたいと思います。冒頭に、一般会計におけます人件費について御説明する際に、**予算説明書を「109ページ」と申し上げましたが、正しくは「190ページ」となります。訂正の**ほうをよろしくお願いしたいと思います。

以上、総務費のうち総務部所管の主なものについて御説明をいたしました。

**○政策推進部長（齋藤嘉彦君）** 政策推進部、齋藤です。続きまして、政策推進部所管の事業のうち、主なものを御説明いたします。

まず、予算説明書20ページから21ページ、広報発行に要する経費、2,130万7,000円は、広報紙を通じて市の施策やお知らせ、イベント、市内の出来事などの情報を市民に簡潔に分かりやすく伝えるため、印刷業務委託料や折り込み手数料、備品購入費などの経費を計上しております。また、今年度同様、令和8年度におきましても「政策情報紙」や「こども版広報とりで」を発行いたします。

次に、予算説明書22ページ、ホームページ管理に要する経費、566万円は、ホームページの管理全般にかかる経費として、メール配信システム管理委託料、ホームページCMSサーバー使用料などを計上しております。令和8年度は、ホームページのアクセシビリティ改善のための改修業務を行うことから、対前年度比16万5,000円の増額となります。

その下の都市間交流に要する経費、85万1,000円は、対前年度比6万8,000円の増額となります。増額の主な要因は、取手市国際交流協会が運営する日本語教室等にかかる費用が増となったことに伴い、同会への補助金の額も増となったためです。

次に、予算説明書25ページから26ページ、シティプロモーションに要する経費、1,017万8,000円は、動画やプレスリリース、SNS等を効果的に活用して、市内外へ取手市の魅力発信を行うための経費などを計上しております。令和8年度は新規事業として

市オリジナルLINEスタンプの制作など、SNSを活用した魅力発信事業を行います。また、NHK全国放送公開番組の市内収録や、首都圏居住者をターゲットとした情報番組内で市町村紹介コーナーの制作・放映の委託など、メディアを活用したシティプロモーションも展開します。これら新規事業の計上などにより、対前年度比369万円の増額となります。

次に、予算説明書33ページ、常総地方広域市町村圏事務組合負担金、14億2,954万5,000円は、4市で組織する組合にてごみの共同処理等を行っており、各市の負担割合に応じた負担金を支出するための経費を計上しております。令和8年度は、令和6年12月に発生した火災事故によるごみ処理経費などの増額があるものの、平成23年度に借り入れた常総環境センターの整備事業債が償還終了となることから、対前年度比6,303万円の減額となります。私からは以上です。

**○財政部長（田中英樹君）** 財政部、田中です。続きまして、財政部所管分について御説明いたします。

予算説明書23ページを御覧ください。ふるさと取手応援寄附金推進事業に要する経費、44億9,170万8,000円につきましては、ふるさと取手応援基金への寄附金や利子の積立て30億421万8,000円、インターネット上での寄附金受付やクレジットカードでの決済、返礼品代や送料、受領書の発行及び企業版ふるさと納税などにかかる委託料14億1,093万8,000円を計上しております。なお、令和8年度の寄附金につきましては、歳入でも御説明したとおり、30億円を見込んでおります。

続きまして、予算説明書25ページを御覧ください。庁舎の整備に要する経費、取手庁舎整備基本構想策定支援業務委託料1,200万円でございます。昨年12月定例会での議員全員協議会において報告したとおり、取手庁舎の老朽化や事務スペースの不足といった課題に加え、バリアフリー対応や防災機能、デジタル化などに対する構造的な制約を解決するには、長寿命化だけでなく、建て替えも選択肢の一つとして視野に入れ、様々な観点を踏まえて慎重に検討していく必要があります。これを踏まえ、今回、取手庁舎整備基本構想の策定に取り組むこととし、その支援業務委託料を計上しております。業務内容につきましては、取手庁舎の現状と課題、整備の必要性、求められる機能、事業方針、スケジュール等について、市民や議会の意見を聴きながら整理し、基本構想を取りまとめるための支援としております。令和8年度から9年度までの継続費を設定しており、総事業費は1,518万円となります。公募型プロポーザルにより事業者を選定し、令和9年度の早いうちに構想案をお示しできるよう、策定作業を進めてまいります。

以上で、総務費の説明を終わります。

**○健康福祉部長（彦坂 哲君）** 健康福祉部、彦坂です。それでは、3款、民生費についてご説明申し上げます。民生費は健康福祉部とこども部が所管しておりますので、まず、健康福祉部所管の主な事業、次に、こども部所管の順で御説明いたします。

最初に、予算説明書38ページを御覧ください。社会福祉協議会助成に要する経費、1億4,454万5,000円です。前年度と比較して228万9,000円の増となります。地域福祉の中心的役割を担う社会福祉協議会の特性を生かし、各種福祉サービス事業の運営など、市

民の生活に直結する事業展開の推進を図るものです。

次に、予算説明書 39 ページを御覧ください。健康づくり推進事業に要する経費、177 万 1,000 円です。前年度と比較して 68 万 7,000 円の減となります。本事業は、あらゆる年代の人が健康で生きがいを持って過ごせるように健康に関する様々な事業を展開することで、市民全体の健康づくりを推進するものです。「いばらきヘルスロード in 取手」の印刷製本費などの減額とはなりますが、引き続き、幅広い年代層への健康意識の向上を図るため、県公式アプリを活用した健康づくり活動の支援やイベントを開催するものです。

続いて、予算書 110 ページ下段を御覧ください。国民健康保険事業特別会計繰出金、5 億 5,487 万 2,000 円です。この繰出金は、国民健康保険事業の健全な運営を図るため、保険基盤安定制度分、未就学児均等割保険料軽減分、産前産後保険料免除分、職員給与、事務費として一般会計から繰り出すものです。

続きまして、予算説明書 39 ページを御覧ください。ウェルネスプラザ管理運営に要する経費、1 億 3,841 万 4,000 円です。前年度と比較して 50 万 3,000 円の減額となります。また、令和 7 年度より指定管理者が変更となっており、第 3 期指定管理期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間となります。

次に、予算説明書 40 ページを御覧ください。生活困窮者自立相談支援事業に要する経費、3,626 万 1,000 円です。前年度と比較して 260 万 8,000 円の増となります。生活困窮者自立支援法の必須事業である自立相談支援事業を社会福祉協議会へ委託し、くらしサポートセンターとして事業を実施しております。生活困窮者を早期に把握し、生活保護に至る前の段階から相談支援を行い、生活困窮者の自立の促進を図るものです。

次に、予算説明書 42 ページ及び 54 ページを御覧ください。3 款、民生費、1 項、社会福祉費、障害者福祉施設 LED 照明改修事業に要する経費及び、高齢者福祉施設 LED 照明改修事業に要する経費です。令和 9 年末の蛍光灯製造・輸出入終了に伴い、老人福祉センターあけぼの・さくら荘、障害者福祉センターあけぼの・ふじしろ・つつじ園、特別養護老人ホームふれあいの郷の 6 施設の照明器具を LED 照明へ改修します。本事業は、省エネルギーに関するノウハウを持つ事業者が、効果が最も見込まれる改修を提案し、設計・施工・効果検証を含めた包括的なサービスを提供する、自己資金型 ESCO（エスコ）事業による一括契約を行うため、総額 6,940 万円を計上しております。予算上は施設の性質上、課をまたぐことから建物の面積等を基に、障害福祉課 3,280 万円、高齢福祉課 3,660 万円以案分して計上しております。

次に、予算説明書 45 ページを御覧ください。介護給付費等に要する経費、26 億 8,620 万 5,000 円です。障がい者が自立した日常生活等を営むことができるよう、障がいの種類や程度、介護者の状況などを踏まえ支給決定される障がい福祉サービスについて、自立支援給付費として支給することにより、障がい者の自立支援と福祉の増進を図るものです。前年度と比較しますと 3 億 2,085 万 3,000 円増額となっております。これは、扶助費である自立支援給付費の各障がい福祉サービス、特に共同生活援助（グループホーム）を利用する方や、就労継続支援 A 型・B 型を利用する方が増加していることによるものです。

次に、予算説明書 47 ページを御覧ください。補装具費に要する経費、3,000 万円です。

身体障がい者、身体障がい児及び難病患者等の失われた身体機能を補完、または代替するための用具の交付及び修理を行うことにより、身体障がい者等の職業その他日常生活の向上を図るものです。前年度と比較しますと、600万円増額となっています。これは、令和7年度の事業実績を基に、令和8年度においても同程度の利用が見込まれることによるためです。

続いて、その下の地域生活支援事業に要する経費、5,938万7,000円です。障がい者及び障がい児が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ効果的・効率的に柔軟な事業形態による事業を実施し、障がい者の福祉の増進を図るものです。前年度と比較しますと86万3,000円減額となっています。これは、令和7年度の事業実績と同様に、令和8年度においても各事業で同程度の利用が見込まれることによるためです。

次に、予算説明書52ページを御覧ください。あけぼの管理運営に要する経費、3,835万2,000円です。前年度と比べまして506万円の増となります。人件費及び物価等の高騰に伴う指定管理料の増に加えて、老朽化した空調設備の改修を実施し、利用者への快適な環境提供を維持します。改修工事自体は令和9年度に実施を予定しており、令和8年度は実施設計業務委託の業務委託料を計上しております。

次に、予算説明書53ページを御覧ください。かたらいの郷管理運営に要する経費、4,457万4,000円です。前年度と比べまして220万円の増となります。人件費及び物価等の高騰に伴う指定管理料の増に加えて、老朽化した受変電設備の改修を実施し、安心安全な施設運営を維持します。改修工事自体は令和9年度に実施を予定しており、令和8年度は実施設計業務委託の業務委託料を計上しております。

次に、その下のふれあいの郷管理運営に要する経費、9,900万円です。前年度と比べまして9,550万円の増となります。取手市立特別養護老人ホームふれあいの郷について、経年劣化による防水機能の低下に対応すべく、外壁・屋根改修工事を実施し、入所者の適切かつ安全な居住環境を維持します。令和7年度に実施した実施設計業務委託に基づく改修工事を実施するため、工事費を計上しております。

次に、予算書127ページを御覧ください。介護保険特別会計繰出金、15億8,809万2,000円です。この繰出金は、介護保険サービスの給付費や地域支援事業、事務費等として一般会計から繰り出すものです。

次に、予算説明書54ページを御覧ください。高齢者福祉計画・介護保険事業計画に要する経費は、616万円を計上しております。前年度と比べまして292万6,000円の増となります。令和9年度から令和11年度を計画期間とする第11期取手市高齢者福祉計画・第10期取手市介護保険事業計画の計画策定支援の業務委託料に加えて、介護保険関係法令の改正に対応する例規整備の業務委託料を計上しております。

続いて、予算書128ページ下段から129ページ上段を御覧ください。後期高齢者医療特別会計繰出金、21億1,122万8,000円です。この繰出金は、後期高齢者医療事務に要する職員給与、事務費等及び茨城県後期高齢者医療広域連合への市の負担金や医療給付費負担分として、一般会計から繰り出すものです。

続いて、予算書 130 ページ中段を御覧ください。医療福祉費助成に要する経費、6 億 8,319 万 9,000 円です。主に、マル福制度・ぬくもり医療支援事業に伴う診療や調剤等医療費の助成費用に充てるものです。

続いてその下、未熟児養育医療に要する経費、271 万 1,000 円です。主に、身体の発育が未熟な状態で出生した子どもに対し、入院養育にかかる医療費の一部の給付を行うものです。

次に、予算説明書 62 ページを御覧ください。障害児通所給付費に要する経費、8 億 161 万円です。発達に遅れや偏りのある児童が、様々な訓練を受けることにより生活の質を高めることができるよう、利用した障害児通所サービスについて、障害児通所給付費として支給することにより、障がい児の福祉の増進を図るものです。前年度と比較しますと、1 億 511 万円の増額となっております。これは、扶助費である障害児通所給付費のうち、児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用が増加していることによるものです。

次に、予算説明書 68 ページを御覧ください。生活保護に要する経費、25 億 8,830 万円です。生活保護の申請件数が年々増加している中、その困窮の程度に応じて必要な支援を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立への助長のための支援をするものです。前年度比 1 億円の増となっております。

以上、3 款、民生費について、健康福祉部所管分をご説明申し上げます。

**○こども部長（助川直美君）** こども部、助川です。続きまして、3 款、民生費のうち、こども部所管について、予算説明書に基づいて御説明いたします。

予算説明書 56 ページ、こども政策推進に要する経費、147 万 7,000 円です。子どもや若者、子育て世帯が、結婚・妊娠・出産・育児・保育・教育等の、自らのライフステージに応じた必要な情報に容易にアクセスすることができる環境を整えるとともに、その世代に響く魅力的な情報を発信することで、移住・定住を検討している層へのシティプロモーションにつなげるため、こどもまんなかに特化した専用サイトを構築します。

次に、57 ページ、こども発達センター管理運営に要する経費、5,798 万 2,000 円です。主には、発達に支援を要する児童や保護者に向けた児童発達支援事業、保育所等訪問等を実施する、こども発達センター運営管理にかかる指定管理料となっております。令和 8 年度からの児童発達支援センターへの移行に伴い、取手市内における児童発達支援の中核的役割をさらに充実させ、地域の支援体制を整備・強化していきます。具体的には、専門性を生かした発達支援と家族支援、ほかの障がい児通所支援事業所への助言、地域の保育所等との連携やインクルージョンの推進、地域の発達支援の入り口としての相談機能の充実等を強化していきます。児童発達支援センターへの移行により、サービス給付費収入が増額となること、また地域障害児支援体制強化事業として国の補助が増えることから、1,698 万 5,000 円の減額となっております。

次に、その下のこども家庭相談に要する経費、1,090 万 6,000 円です。子どものいる家庭における養育相談について、適切な助言・援助を行うとともに、保護者の事情により一時的に養育困難になった児童について、児童福祉施設での一時的養育、保護を行います。

次に、58 ページ、見守りおむつ定期便事業に要する経費、695 万円です。ゼロ歳児を抱

える子育て家庭は、社会的接点が少なくなる中で、産後鬱や心身の不安定、孤立した育児によるストレスなどから、統計的にも虐待リスクが高くなると言われています。そのような中で、赤ちゃん訪問や4か月児健診以降も引き続き切れ目のない支援を強化していくために、生後5か月目から満1歳に到達する月まで、毎月定期的に見守り支援員が訪問し相談機会を提供することで、誰もが安心して出産・子育てができる環境を整えます。また、見守りに際しては、おむつやミルクなどの子育てグッズを併せてお届けすることで、物価高騰対策として子育てにかかる経済的な負担を軽減します。

次に、59 ページ、要保護児童対策事業に要する経費、130 万 5,000 円です。虐待を受けている子どもの早期発見や早期支援のため、子どもを取り巻く機関で構成する取手市要保護児童対策地域協議会にて、情報の共有や支援方針の検討を行い、適切な保護、虐待防止を図ります。また、必要に応じて家事支援や親子関係形成支援等、家庭ごとの課題軽減に向けた支援につなげます。

次に、60 ページ、結婚新生活支援事業に要する経費、1,504 万 4,000 円です。非婚化、晩婚化によって少子化が進行する中で、その要因の一つとなっている経済的な負担を軽減するため、地域少子化対策重点推進交付金を活用し、新婚世帯の住宅取得、賃貸、リフォーム及び引っ越しにかかる費用を補助します。

次に、その下の妊婦のための支援に要する経費、7,139 万 8,000 円です。妊婦やその配偶者等に向け、妊娠届出時と妊娠8か月頃とで計2回面談を行い、妊娠期の身体的・精神的ケアと、妊婦のための支援給付による経済的支援を実施します。支援を要する妊婦に対しては、電話や面談、訪問等による助言や指導を実施し、個々に応じた支援につなげていきます。令和7年度予算におきましては、国の制度内容の変更により給付対象者が増加したため、12月に増額補正を行いました。令和8年度におきましても同様の給付者数を見込んでいることから、1,255 万 3,000 円の増額となっております。

次に、61 ページ、無痛分娩費用助成に要する経費、1,442 万 3,000 円です。無痛分娩を希望する方が増加傾向にある一方で、その費用が希望に沿った分娩方法を選択する上での一つの課題となっていると考えます。経済的な負担と併せて、出産に対する不安を軽減することを目的として、無痛分娩に要する費用を最大10万円助成します。令和7年度より開始した本事業は、多くの方に御利用いただき、好評の声を多数いただいているところです。引き続き、経済的な理由によらず、誰でも希望する分娩方法を選択でき、安心して出産に臨める環境を整えることで、少子化対策につなげていきます。

次に、63 ページ、民間保育園入所に要する経費、28 億 4,407 万 8,000 円です。市内の保育施設へ入所する児童にかかる経費を負担し、乳幼児の健全な心身の発達を図ることを目的としており、国の基準により給付するものです。令和7年度の人事院勧告に伴い人件費が増額されたことにより、1 億 7,058 万 7,000 円の増額となっております。

次に、64 ページ、民間保育園運営に要する経費、3 億 1,583 万 4,000 円です。民間保育園等の健全で安定した運営と児童福祉の向上を図ることを目的とし、市内の児童が利用する民間保育園などに対し、施設整備に伴う費用のほか、保育や子育て支援事業の運営に伴う経費を補助するものです。令和8年度は、民間保育施設の改修工事数が減となるため、

7,873万4,000円の減額となっております。また、フッ化物洗口推進事業費補助金を創設し、4歳・5歳児への虫歯予防を目的とした、フッ化物洗口を開始する市内の民間保育施設へ、費用補助を実施します。

次に、65ページ、民間保育士確保に要する経費、2,248万1,000円です。民間保育園等の保育士等を確保するため、勤務年数に応じた補助金を交付することで、質の高い保育の実施と、民間保育園の持続的・安定的な運営を図り、民間保育施設において確保が困難となっている保育士等の雇用促進を目的とするものです。あわせて、保育士確保に向けた施策として、令和7年度に引き続き、民間保育施設との合同就職説明会や学生による保育体験など、保育士確保に係るイベント等を継続的に進めてまいります。

次に、67ページ、乳児等通園支援事業に要する経費、7,983万6,000円です。保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満を対象として、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備する目的の下、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わずに保育所等に通園できる新たな通園給付制度となります。また、事業を実施した民間保育施設等に対し、利用者に応じた給付を実施します。

次に、その下の保育所の管理運営に要する経費、6億4,044万4,000円です。公立の4保育所の運営に必要な会計年度任用職員の任用や施設の維持管理、給食の提供など、安全で良質な保育の提供を目的とするものです。人事院勧告による人件費増額のほか、新規事業として4歳・5歳児への虫歯予防を目的としたフッ化物洗口の実施に伴い、3,483万2,000円の増額となっております。

こども部所管の説明は以上となります。

**○健康福祉部長（彦坂 哲君）** 健康福祉部、彦坂です。続きまして、4款、衛生費についてご説明申し上げます。衛生費については健康福祉部とまちづくり振興部が所管しておりますので、まず健康福祉部所管の主な事業を、次にまちづくり振興部所管の順で説明いたします。

予算説明書70ページを御覧ください。取手北相馬休日夜間緊急診療所運営に要する経費、3,722万4,000円です。前年度と比較しますと127万6,000円の減となります。減額の理由としましては、令和6年度の患者数が増加し診療報酬の収入が増加した実績を勘案し、委託料を減額するものです。

続きまして、予算説明書71ページを御覧ください。公的病院等運営費補助金、1億2,672万円です。前年度と比較しますと528万2,000円の増となります。増額の理由としましては、令和7年12月に公布された、特別交付税に関する省令の一部を改正する省令に基づく緊急告示病院及び小児医療病床の1床当たりの単価の見直しにより増額しているものです。

同じく、予算説明書71ページを御覧ください。予防接種に要する経費、3億9,185万5,000円です。前年度と比較しますと919万1,000円の減となります。減額の理由としましては、令和7年度でHPVワクチンキャッチアップ接種が終了したこと、新型コロナウイルスワクチン接種助成の接種率を令和6年度実績で計上したことによる、委託料の減額によるものです。また、令和8年度は、新たに妊婦へのRSウイルスワクチン定期予防接種の助成

を開始するほか、高齢者の定期予防接種である、肺炎球菌とインフルエンザワクチンの種類変更等に対応するため、助成額を増額し接種者の負担軽減を実施してまいります。

続きまして、予算説明書 73 ページを御覧ください。乳幼児健診に要する経費、1,545 万円です。前年度と比較しますと 229 万 1,000 円の増となります。増額の理由としましては、令和 8 年度から新たに 5 歳児健診を一部先行実施することを予定していることから、報償費や委託料により増額となっております。

続きまして、予算説明書 74 ページを御覧ください。母子保健に要する経費、1 億 245 万円です。前年度と比較しますと 283 万 8,000 円の増となります。増額の理由としましては、茨城県において新生児聴覚健康診査委託料の見直しがあり単価がアップしたこと、また、新規事業として 4 月から妊婦歯科健康診査及び、6 月から産婦人科・小児科オンライン相談サービスが開始されることにより、委託料が増額となっております。

続きまして、予算説明書 76 ページを御覧ください。妊産婦・子育て女性の健康づくり事業に要する経費、73 万 5,000 円です。前年度と比較して 364 万 2,000 円の減となります。減額の理由としましては、事業の見直しに伴い委託料を減額したことによるものです。乳幼児を養育する母親を対象に骨盤低筋を鍛える運動教室を開催し、健康増進を図ります。また、健康運動指導士や保健師への相談や母親同士の交流の場として、母親のメンタルヘルスの向上やコミュニティーの形成に寄与します。

続きまして、予算説明書 77 ページを御覧ください。生活習慣病対策検診に要する経費、6,410 万 2,000 円です。前年度と比較しますと 271 万 2,000 円の増となります。増額の理由としましては、乳がん・子宮がん・大腸がん・骨粗鬆症など、がん検診の受診者数の増加によるものと、新規事業として、がん患者の心理的及び経済的な負担を軽減する目的から、医療用ウィッグや乳房補装具の購入費の一部助成を行うために増額となっております。

以上、4 款、衛生費について、健康福祉部所管分をご説明申し上げました。

**○まちづくり振興部長（森川和典君）** まちづくり振興部、森川です。続きまして、まちづくり振興部所管、歳出予算について御説明をいたします。まちづくり振興部は、衛生費、農林水産業費、並びに商工費になります。

最初に、4 款、衛生費、環境対策課所管の主な事業について御説明いたします。予算説明書は 78 ページ、公衆トイレ管理に要する経費は、前年度比で 472 万 7,000 円増の 1,291 万 1,000 円を計上しています。令和 8 年に供用開始を予定しています取手駅前公衆トイレの維持管理費や用地の借上料が含まれています。

次に、予算説明書 79 ページの取手市外 2 市火葬場組合負担金です。こちらは前年度比で 1,906 万 3,000 円増の 6,945 万 8,000 円を計上しています。やすらぎ苑運営に関する委託料の人件費・物価高騰に伴う上昇への対応と、また受変電設備改修工事が計上されています。

次に、その下の地球温暖化対策の推進に要する経費、758 万 6,000 円を計上しています。主な内容としましては、市内在住の小学 5・6 年生を対象に、地球温暖化の要因となる二酸化炭素を吸収する役割を果たす森林整備や林業に対する理解と関心を高めるため、取手市と友好都市協定を締結しています茨城県【「茨城県」を「群馬県」に発言訂正】みなか

み町において、体験型環境教育を実施いたします。また、小中学生を対象に、持続可能な未来をつくる知恵や価値観を育むと同時に、環境問題への理解を深めることを目的として、タブレット等のICTを活用した探求型環境教育を実施いたします。対象の学校については、令和7年度から市内小中学校全20校で実施し、令和8年度も引き続き全20校で実施いたします。

次に、予算説明書82ページ、じん芥収集に要する経費、4億5,060万6,000円を計上しています。このうち、家庭から排出される一般廃棄物のじん芥収集運搬委託料は4億4,604万3,180円で、燃料費及び人件費単価など収集運搬にかかるコストの増加により増額されています。また、市内の公共施設に出された有害ごみ・小型家電等の収集運搬を業者に委託する費用を計上しています。

続きまして、その下のごみ減量推進に要する経費は、前年度比88万9,000円増の790万9,000円を計上しています。電気を使用せず、黒土のバクテリアによって生ごみを分解する、生ごみ処理容器「キエーロ」の普及を促進するために、特徴や使い方の講習会を開催する費用を計上しています。また、希望する方にキエーロを無償で貸与し実際に使用していただくことで、キエーロによる生ごみ処理量のモニター調査を実施いたします。衛生費は以上となります。

失礼いたしました。先ほど、取手市と友好都市を締結する「茨城県みなかみ町」と申し上げましたが、正しくは「群馬県みなかみ町」でございました。申し訳ございません。訂正させていただきます。

続きまして、5款、農林水産業費につきまして、最初に農業委員会所管事業費を農業委員会事務局長から御説明いたします。

○農業委員会事務局長（浜野彰久君） 農業委員会事務局、浜野です。引き続き、農業委員会所管の主な事業を御説明いたします。

予算説明書は84ページになります。5款、農林水産業費、1項、農業費の機構集積支援事業に要する経費147万円を計上しております。主な事業は、毎年実施している遊休農地の現地調査、及び農地の利用意向調査に関わる集計などを行うための会計年度任用職員1名分の報酬、及び現地調査においてGPS機能搭載地図情報タブレット端末利用料が主な内容でございます。

以上で、農業委員会所管分を終わります。

○まちづくり振興部長（森川和典君） 引き続き、農政課所管の主な事業を御説明いたします。

予算説明書は84ページからとなります。農業振興に要する経費につきましては、1,788万3,000円を計上しております。地域農業の経営安定を目的として、農業団体・各協議会・認定農業者への補助金、及び農業公社が実施する事業を円滑に推進するための農業公社事業円滑化補助金になります。

次に、予算説明書85ページの水田農業構造改革対策に要する経費につきましては、前年度比2,179万9,000円減の6,952万7,000円を計上しております。主に、水田農業転作等実施補助金で、米の生産数量目標を達成した生産者に対する補助金になります。なお、

令和8年度から水稲病虫害防除補助金1,000万円を計上しております。続いて、その下の土地改良事業に要する経費につきましては、4,327万2,000円を計上しております。主な内容としましては、地盤沈下対策事業、用排水路修繕工事などの実施に伴う土地改良区等の団体に対する負担金並びに補助金になります。

続きまして、6款、商工費の主な事業について御説明いたします。予算説明書は87ページ、自転車活用推進事業に要する経費、24万2,000円を計上しております。取手市自転車活用推進計画に基づき自転車の安全利用や普及促進を図るため、自転車安全運転特別授業や自転車活用セミナー等を開催するものです。

次に、予算説明書88ページ、買い物弱者支援事業に要する経費は、200万円を計上しております。日常生活に必要な食料品及び生鮮産品等の買物が困難な状況に置かれた市民を主な対象として移動販売を行う事業者に対し、事業実施にかかる費用の一部を補助するものです。現在、2台の移動販売車で市内58か所において移動販売を行っておりますが、販売事業者と定期的に協議を行い、地域からの要望に対応しながら取り組んでおります。

次に、その下の中小企業事業資金融資あつせん事業に要する経費は、前年度比158万円増の9,505万2,000円【「9,505万2,000円」を「5,905万2,000円」に発言訂正】を計上しております。保証料の補助など、事業者にとって有利な自治金融・振興金融の利用促進に向けて、保証期間の最長限度を従来の7年から10年へ延長したことに伴い、中小企業事業資金融資あつせん保証料補助金を増額しております。

次に、予算説明書90ページ、創業支援等事業に要する経費は497万5,000円を計上しております。取手市商工会と連携し、創業スクールや創業者個別相談会事業などを実施します。また、市内で起業した事業者に対して、初期費用の一部及びMatch-hako（マッチ・バコ）の利用料金の一部を補助し、市内での起業を促進し、地域経済の活性化を図ります。

次に、予算説明書91ページ、空き店舗活用事業に要する経費は480万円を計上しております。空き店舗の有効利用及びまちのにぎわいづくりの促進を図るため、空き店舗に出店する事業者に対し支援を行います。

続いて、その下の中小企業振興基本条例・計画策定事業に要する経費として、58万5,000円を計上しております。地域商工業の発展を推進していくため、社会情勢や経済動向により市が求められる役割、ニーズや時代に合わせた施策展開を整理し、商工業振興における目指すべき方向性を明示するために、「（仮称）取手市商工業振興計画」を策定するものです。

続いて、その下の労働対策に要する経費は570万2,000円を計上しております。職業相談・職業紹介を行う取手市ふるさとハローワークの運営にかかる経費となります。

次に、予算説明書92ページ、働く婦人の家・勤労青少年ホーム管理運営に要する経費は5,449万円を計上しております。主なものとして、機器の老朽化に伴う受変電設備の改修工事として3,800万円を計上しております。

続いて、その下の消費生活対策に要する経費は、1,491万7,000円を計上しております。主なものとしましては、消費生活センター消費生活相談員の人件費及び消費生活展実施事

業、並びに消費者トラブル等未然防止啓発事業となります。

商工費の最後になります。予算説明書 93 ページ、観光事業に要する経費、5,529 万 7,000 円を計上しております。主な事業としましては、観光協会各事業への補助金 5,435 万 2,000 円となります。毎年 8 月に開催している、とりで利根川大花火において、昨年度に引き続き打ち上げ発数を 1 万発として実施し、観光事業の振興及び誘客の促進を図ります。

失礼いたしました、もう一度訂正をお願いします。先ほど中小企業事業資金融資あつせん事業に要する経費につきまして、前年度比 158 万円増の「9,505 万 2,000 円」と申し上げましたが、正しくは「5,905 万 2,000 円」でございました。申し訳ございませんでした。

以上、まちづくり振興部所管、令和 8 年度の予算説明となります。

○建設部長（渡来真一君） 建設部、渡来です。続きまして、7 款、土木費のうち、建設部所管分の主なものについて御説明いたします。

初めに、予算説明書 95 ページです。道路管理に要する経費、2 億 9,973 万 9,000 円です。主な事業は、委託料として道路台帳整備委託や街路樹維持管理などに、2 億 5,534 万 7,000 円を計上しております。

次に、同じく 95 ページ下段から 96 ページ中段です。道路維持補修に要する経費、2 億 758 万 8,000 円です。市道延長約 1,000 キロの維持管理と修繕に要する経費です。主な事業内容は、道路の舗装や側溝の補修などの修繕料として 2,507 万円を計上したほか、橋梁 3 か所、道路長寿命化対策工事 7 か所など、工事請負費として 8,490 万 5,000 円を計上しております。

次に、96 ページ下段から 97 ページ中段です。道路維持に要する経費（ふれあい道路（市道 0106 号線））、2 億 7,500 万円です。戸頭地区の常総ふれあい道路総整備延長約 1,320 メートルのうち、令和 7 年度施工区間に続き、令和 8 年度は戸頭中学校前から守谷方面へ約 690 メートルの区間において、傷んだ舗装を改修するための維持工事費を計上しております。

次に、97 ページ下段から 98 ページです。道路改良に要する経費、1 億 7,899 万 2,000 円です。市道改良事業を実施する 3 路線の事業費を計上しております。初めに、小文間（市道 5148 号線）です。県道取手東線から福永寺に向かう事業区間内におきまして、工事に支障となる電柱移設補償費 1,100 万円を計上しております。

次に、井野団地外周道路（市道 0115 号線他）です。井野団地集会所付近の交差点から南に向かい、八重洲団地バス停付近交差点までの約 280 メートルの市道改良工事費として 1 億 5,120 万 6,000 円、また井野下踏切から点滅信号のある交差点を含む約 220 メートルの区間の道路詳細設計業務委託料として 953 万 7,000 円、合わせて 1 億 6,074 万 3,000 円を計上しております。

次に、稲（市道 2509 号線他）です。稲地内薬師堂前交差点からふれあい道路に向かい、運送会社と歯科医院の間に抜ける約 320 メートルの区間における路線測量業務委託料として、724 万 9,000 円を計上しております。

次に、予算説明書 99 ページ上段から 100 ページ上段です。通学路整備に要する経費、

1億2,201万円です。取手市通学路交通安全対策プログラムに基づき、道路改良及び用地取得等を実施する3路線の事業費を計上しております。初めに、桑原（市道4042号線）です。上新町環状線の桑原地内の信号機がある交差点から、国道6号桑原歩道橋付近までの安全対策整備工事費として、2,200万円を計上しております。

次に、野々井（市道2365号線）です。野々井地区リトルシニア野球場東側の事業区間内におきまして、用地取得に必要な用地補償費等1,501万円、安全対策整備工事費として7,000万円、合わせて8,501万円を計上しております。

次に、上高井（市道1542号線）です。米ノ井踏切付近、県道守谷藤代線から戸頭駅に向かう約450メートルの区間におきまして、安全対策整備工事費として1,500万円を計上しております。

次に、103ページ中段から104ページ上段です。地籍調査事業に要する経費、3,346万6,000円です。主な事業内容は、井野台Ⅲ地区における地籍調査測量委託料及び調査図素図作成委託料として、2,850万4,000円を計上しております。前年度と比較しますと3,277万9,000円増額となっております。令和7年度の新規地区は、令和6年度に前倒して国へ国庫補助金の要望を行い採択されたことから、3月補正にて事業費を計上し、令和7年度に繰越しを行って事業を実施してまいりました。同様に、令和8年度の新規地区につきましても、令和7年度に前倒しして国へ国庫補助金の要望を行ってきましたが、新規地区については採択とならなかったことから、当初予算に計上したことによるものです。

次に、104ページ中段から105ページ上段です。都市計画道路3・5・23号北敷・沼附線に要する経費、1億3,000万円です。軟弱地盤対策工事費として1億3,000万円を計上しております。

次に、105ページ中段です。排水路の維持管理に要する経費、1億2,129万4,000円です。市内の雨水排水ポンプ施設の点検や、排水路・調整池の維持管理に要する経費のほか、双葉第二ポンプ場の基本設計委託料と改修に伴う工事請負費と合わせて、4,647万円を計上しております。

次に、106ページ上段です。樋管の維持管理に要する経費、8,072万4,000円です。排水樋管、排水機場の維持管理に要する経費のほか、古戸排水機場の内ゲート等の改修に伴う工事請負費として6,000万円を計上しております。

次に、106ページ中段から107ページ上段です。都市排水整備に要する経費、7,785万円です。藤代地区の雨水排水路整備と雨水排水流出抑制対策の2つの事業費を計上しております。藤代地区雨水排水では、藤代小林住宅の市道261メートルの区間において、L〇側溝をU字溝に入れ替える工事請負費と、それに伴う家屋調査や移設補償費として7,764万5,000円を計上しております。

次に、107ページ中段です。取手地方広域下水道組合負担金、15億3,840万円です。負担金と出資金に分けて予算を計上しております。

次に、107ページ下段から109ページ上段です。公園維持管理に要する経費、2億3,906万7,000円です。市内公園緑地の維持管理経費のほか、取手緑地運動公園の施設配置を見直すため、測量等の現地調査委託料や、ゆめみ野地区の子育て世代の人口増加に伴

い、ゆめみ野公園に新たに遊具を設置する工事費、及び都市公園施設長寿命化対策事業に伴う公園施設更新に要する工事費を計上しております。

次に、109 ページ下段から 110 ページ上段です。小堀の渡し運航に要する経費、1,615 万 1,000 円です。市の貴重な観光資源であり、利根川の景色を楽しみ、自然を体感できる「小堀の渡し」を運航する事業となります。

最後に、111 ページ上段から 112 ページです。市営住宅管理に要する経費、4,014 万円です。市営住宅 8 団地 267 戸を管理運営していく上で必要となる経費である修繕料のほか、清掃や草刈りなどの委託料を計上しております。

建設部所管の土木費の説明は以上です。

**○都市整備部長（浅野和生君）** 都市整備部、浅野です。都市整備部所管の予算についてご説明申し上げます。

予算説明書は 100 ページを御覧ください。5、都市計画事務に要する経費、1,060 万 6,000 円でございます。長期未着手となっている都市計画道路の必要性について検証を行い、計画の存続、廃止や変更など適切な見直しを行うため、都市計画道路再検討調査業務委託料として 954 万 8,000 円を計上しております。こちらにつきましては、令和 7 年度から令和 8 年度までの 2 か年の継続費として設定しております。

続きまして、予算説明書のその下から 101 ページを御覧ください。8、桑原地区整備推進に要する経費、2,941 万 8,000 円でございます。桑原地区土地区画整理事業の事業化のため、準備組合が行う地権者合意形成業務や事業計画案等精査業務として、組合設立認可などに必要な業務に対して助成を行い、事業化の支援を行うものです。

続きまして、予算説明書のその下から 102 ページを御覧ください。25、都市交通政策の推進に要する経費、1 億 3,089 万 4,000 円でございます。市内 7 ルートを 7 台の車両で運行するコミュニティバスの運行経費補償金 1 億 1,205 万 8,000 円、取手市地域公共交通計画に基づき交通結節点となる戸頭駅の乗継・待合環境を整備するため、バス停設備の整備工事として 315 万円、藤代駅南口から藤代桜が丘間を運行する路線バスの運行継続支援補助金として 750 万円、沿線市と協調して支出する路線バス運行事業負担金として 78 万 1,000 円、スクールバスを活用した小堀地区のバス運行委託料として 686 万 4,000 円を計上しております。

続きまして、予算説明書のその下を御覧ください。木造住宅耐震事業に要する経費でございます。予算額は 279 万 5,000 円でございます。耐震診断 5 件の委託料と耐震改修工事 2 件の補助金となっております。

続きまして、予算説明書のその下から 103 ページを御覧ください。大規模建築物等耐震化支援事業に要する経費でございます。予算額は 610 万 7,000 円、耐震診断 1 件の補助金となっております。

次に、予算説明書の 112 ページを御覧ください。23、定住化促進住宅政策に要する経費、3,203 万 7,000 円でございます。さらなる定住化促進のため、居住誘導区域内の新築住宅取得に対する加算額の増額や、子育て世帯の加算要件となる子どもの対象年齢を 15 歳以下から 18 歳以下に拡充するなど補助制度を改正しており、新築の戸建てやマンションの

取得に対する住宅取得補助金及び購入した中古住宅や世帯員増加に伴う住宅のリノベーションに対する住宅リノベーション補助金として3,178万円を計上しております。

都市整備部所管の説明は以上でございます。

○消防長（岡田直紀君） 続きまして、消防本部の岡田から、8款、消防費、歳出予算について御説明を申し上げます。予算書は230ページから、予算説明書は113ページからとなっておりますが、主に予算説明書にて説明をさせていただきます。

初めに、予算説明書113ページ上段を御覧ください。消防総務事務に要する経費、2,455万7,000円は、各種災害対応及び消防行政事務を円滑に行うための委託料、使用料及び賃借料、負担金などが主なもので、自動体外式除細動器のリース料236万5,000円や、防火衣リース料679万2,000円などの使用料及び賃借料のほか、消防活動用の備品購入費として313万6,000円などを計上しております。今年度と比較して1,381万3,000円の減額となります。その要因としては、災害時の通信障害を防ぐために、地上有線回線から衛星回線の受信が可能な茨城県防災情報ネットワークシステムに更新するための事業負担金が令和7年度のみ計上であったため、負担金が1,380万円の減額となったことが主な要因でございます。

続いて、その下になります。いばらき消防指令センターに要する経費、1億502万円は、県内の22消防本部（局）13市3町6事務組合が共同運用する消防指令管制業務の維持管理に要する負担金と、指令センターの施設改修設計費及び設備更新費を合わせた負担金1億486万2,000円が主なもので、今年度と比較して6,231万5,000円の増額となります。その要因としては、いばらき消防指令センターが令和8年度で運用開始から10年となり、システムの根幹を担うコンピューター関連機器や無線基地局設備の保守期限を迎えることから大規模な更新を行うもので、令和8年度から令和10年度の3か年で大規模更新を行うための施設改修実施設計負担金、及び機器更新負担金を含めた茨城消防救急無線・指令センター運営協議会負担金の増額が主な要因でございます。

続きまして、114ページ上段を御覧ください。消防団員に要する経費、4,762万2,000円【「4,762万2,000円」を「4,764万2,000円」に発言訂正】は、消防団員の年額報酬2,000万円、消防団員退職報償金1,200万円、消防団員退職報償負担金1,059万9,000円、消防団員用被服消耗品費145万2,000円、消防団員準中型免許取得助成金30万円などが主なもので、今年度と比較して38万8,000円の減額となります。減額の要因としては、消防団員年額報酬の前年4月1日現在の積算人数が減員となり、年額報酬が減ったことが主な要因でございます。

続きまして、その下から115ページ上段を御覧ください。消防団の運営に要する経費4,263万円は、消防団員の出勤報酬388万円や運営交付金596万8,000円、及び備品購入費2,349万2,000円などが主なもので、今年度と比較して2,624万3,000円の減額となります。その要因としては備品購入費の減額が主なもので、消防団用消防ポンプ自動車の更新は、更新計画により1台のみであること、また、消防団用の装備品の購入がないことにより、備品購入費2,557万1,000円の減となったことが主な要因となります。

続きまして、その下になります。消防施設の整備に要する経費、4,913万円は、戸頭消

防署及び柵木消防署に配備されている指令車2台と、吉田消防署に配備している平成11年式資機材搬送車1台の合計3台を更新するもので、今年度と比較して4,969万5,000円の減額となります。その要因としては、更新する消防車両種別の違いにより購入費が減額となったものでございます。

以上で、令和8年度消防費歳出予算の説明を終わります。

**○教育部長（飯竹永昌君）** 教育委員会、飯竹です。9款、教育費について、教育委員会所管分の主な事業を御説明いたします。

予算説明書116ページ、通学送迎に要する経費、1,839万5,000円です。小堀・小文間・市之台・貝塚地区から遠距離通学をしている児童生徒の安全な通学手段を確保するために、スクールバスを運行する経費として、送迎委託料及び公用車リース料を計上しております。

次に、その下、教育情報機器整備に要する経費、2億2,229万5,000円です。主な内容は、教育委員会と学校間の情報共有を目的に設置した教育委員会内のネットワークの基盤となるサーバー機器類の使用料と、システムの安定稼働を目的とした運用管理委託料となります。

次に、117ページ、教育振興に要する経費、1億2,579万8,000円です。主な内容は、英語指導助手業務派遣とJETプログラムを活用した英語指導助手の増員です。昨年度に引き続き、ALTの14名にヘッドティーチャー1名を追加配置した15名に加え、JETプログラムを活用して新たにALTを5名増員し、これに英語スペシャリスト教員1名を加え、全市立小中学校20校に常時、英語のネイティブスピーカーの配置を実現します。これにより、ネイティブスピーカーが毎日学校の児童生徒のそばにいて、英語の授業だけではなく、児童生徒が常に生きた英語での交流を体験できる環境を整えます。

次に、118ページ、教育相談に要する経費、7,288万3,000円です。令和7年度に引き続き、「全員担任制・チーム指導」「教育相談部会システム」の取組を進め、専門の職員が各小中学校の教育相談部会に参加することで、児童生徒の悩みや困り事に対して支援してまいります。増加傾向にある不登校対策として、令和8年度に不登校対応支援員を1名増員し、各学校及び児童生徒への支援を進めてまいります。また、新たな不登校対策事業として、学校や教室に入れない児童生徒を対象に、芸術家と創作活動をすることで自身を表現する機会をつくる支援事業を実施します。

次に、119ページ、特色ある新しい学校教育の推進に要する経費、659万8,000円です。令和3年度より取手市立山王小学校は、小規模特認校として小規模校ならではのきめ細やかな教育環境と、小学校6年間を通して「創造する力・表現する力」を育てる特色ある学校教育プログラムに取り組んでおります。具体的には、外国籍の英語を母国語とするアーティストに山王小学校へ短期滞在していただき、スタジオを開設する「となりのスタジオ」、また、校庭や身近にある地域の土を採取し、土を練り、土器を制作する「大地からはじまること」という、年間を通して体験していくプログラムを予定しております。

次に、その下、学力向上推進事業に要する経費、1,885万5,000円です。初めに、生成AI英語学習アプリ導入事業です。生成AIとの1対1のスピーキングトレーニング環境

を整備することにより、自ら主体的に英語を学ぶ学習環境を実現し、学校と家庭での反復練習を可能とすることで、話せる英語の習得を図ります。次に、未来の英語エキスパート育成プロジェクト事業では、英語検定の準2級、準2級プラス、2級の取得という英語エキスパートを目指す中学生の支援を行います。プログラミング・生成AI学習推進事業では、AIアプリ搭載可能なロボットを導入し、プログラミングと生成AIを組み合わせた新たな学びを推進します。また、性と生命（いのち）の学びプロジェクト事業では、性に関する問題の低年齢化やSNS等の普及によるリスクの高まりを受け、専門性を有する講師を招いて、小学校から中学校までの一貫した包括的性教育を体系的に全市立小中学校20校で実施します。

次に、121 ページ、小学校管理に要する経費、3億7,208万7,000円です。学校環境の充実や児童の学習環境の向上及び教員不足への対応のため、教育補助員や学校活性化TT講師を配置する経費を計上しています。また、取手西小学校及び永山小学校の老朽化したブランコの更新を実施します。

次に、その下、小学校保健衛生に要する経費、3,529万8,000円です。児童の虫歯予防及び口腔の健康保持増進を図るため、令和8年1月から実施している、モデル校2校の1年生から3年生を対象にフッ化物洗口事業を継続して実施してまいります。

次に、122 ページ、小学校教育設備及び教材費に要する経費、3,039万円です。保護者の負担を軽減するため、学校ごとに児童が共用で使用する教材を整備する経費を計上しております。

次に、123 ページ、小学校施設整備に要する経費、1,388万円です。令和7年度予算と比べ約9億7,000万円の減額となる主な要因は、令和7年度に実施した小学校体育館空調設備設置工事が完了したことによるものです。令和8年度は、経常的な施設管理営繕工事に加え、取手小学校において、近隣住宅のテレビ電波障害対策として設置されているテレビ共同受信設備が老朽化していることから改修工事を行うものです。なお、予算説明書での記載はございませんが、予算書265ページ下段の中学校施設整備に要する経費についても、令和7年度から実施している中学校体育館・武道場空調設備設置工事分の、8億4,000万円が減額となっております。

次に、その下、小学校建設事業に要する経費、取手東小学校6億70万円です。取手東小学校の老朽化対策及び利便性の確保を図るため、体育館長寿命化改良工事及び校舎改修工事を実施するものです。

次に、その下、小学校建設事業に要する経費、桜が丘小学校2,200万円です。桜が丘小学校の老朽化対策及び利便性の確保を図るため、校舎・体育館長寿命化予防改修工事に向けて実施設計業務委託を行い、令和9年度の着工に向けて準備を進めるものです。

次に、124 ページ、給食運営に要する経費、3億7,839万4,000円です。令和7年度予算と比べ約1,660万円の増となっておりますが、白山小学校給食室の長寿命化改修に伴い、学校給食センターからの提供に要した経費分が減額となった一方、賄い材料費については、これまでは自校式給食費4,570円を基礎に算定しておりましたが、令和8年度から国による学校給食費の抜本的な負担軽減として交付される基準額5,200円を基礎として計上した

ことなどにより、増額となっております。さらに、給食を喫食できない児童に対しましても、国の示す基準額相当分を補助する経費を計上しております。なお、予算説明書 140 ページの学校給食センター費の給食センター運営に要する経費のうち、小学校児童分についても、同様の考え方に基づいて経費を計上しております。

次に、124 ページ下段、給食施設整備に要する経費、1,906 万 1,000 円です。令和 7 年度予算と比べ約 1,740 万円の増となっておりますが、給食設備や備品の修繕のほか、老朽化の著しい備品の計画的更新を実施し、安全で安心な給食を安定的に提供するものです。なお、予算説明書 127 ページ下段の中学校費の給食施設整備に要する経費についても、同様の理由で修繕及び備品の計画的更新を行うため、約 1,660 万円増の 1,779 万 7,000 円を計上しております。

次に、127 ページ、中学校建設事業に要する経費、藤代南中学校 3,900 万円です。藤代南中学校の防球ネットについて、高さが低く、部活動の際にボールが敷地外に出てしまうことがあったことに加え、老朽化も著しいことから改修工事を行うものです。

次に、129 ページ、コミュニティ・スクール事業に要する経費、1,189 万 8,000 円です。全ての市立小中学校に学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民が学校運営に参画し、学校運営の基本方針の承認などを通して、学校と地域が一体となって子どもたちの教育を推進します。また、地域住民が学校と連携・協働し、子どもたちの成長を支える地域学校協働活動の取組を継続して行います。

次に、133 ページ、放課後児童対策事業に要する経費、2 億 5,155 万 2,000 円です。主な内容は、放課後児童支援員報酬及び取手東小・高井小・藤代小 3 校の放課後子どもクラブ運営業務委託料となります。このほか、取手東小放課後子どもクラブ室床修繕及び同クラブ室照明 LED 化工事、また、放課後子どもクラブ業務のオンライン化にかかる経費を計上しております。

次に、134 ページ下段、公民館施設整備に要する経費、2 億 4,872 万 3,000 円です。井野公民館について、改修工事、備品の交換、エレベーターの新設等を行い、利用者の利便性の向上を図ります。

次に、135 ページ、図書館活動に要する経費、1 億 2,597 万円です。予約した図書の受け取りや返却を公民館や駅前窓口等でできるよう、図書館配送業務委託や図書館情報管理システムを活用し、サービスポイントの充実と利便性の向上を引き続き図っていくとともに、スマートフォンやタブレットで手軽に読書が楽しめるよう、電子図書館システムを活用した電子書籍のさらなる充実を図ります。また、令和 8 年度は、視力の低下等により読みづらさを感じている方にも読書を楽しんでいただけるよう、タブレットやデジタライズ再生機等を購入し、読書バリアフリーの推進を図ります。

次に、136 ページ下段、埋蔵文化財センター管理運営に要する経費、4,265 万 8,000 円です。主な内容としては、施設の維持管理に要する経費を計上しております。また、エレベーターの老朽化に伴う改修工事を行い、来場者の安全確保に努めます。

次に、137 ページ下段、中学校部活動地域展開事業に要する経費、1,670 万 5,000 円です。休日における部活動の地域展開事業を推進していくため、本事業では取手市地域クラ

ブ活動推進協会を新たに設置し、地域クラブの運営を行います。市から協会へ補助金を交付し地域クラブを支援します。地域と学校が連携し、子どもたちのスポーツ・文化活動を支える仕組みを構築していきます。主な経費としましては、取手市地域クラブ活動推進協会補助金、会計年度任用職員報酬などを計上しております。

次に、138 ページ、取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する経費、2億5,508万6,000円です。指定管理者による充実した施設管理を行い、利用者の拡大を目指し、市民の健康、体力づくりの拠点として、スポーツ・レクリエーションの普及発展に努めるものです。主な経費としまして、委託料として指定管理料、工事費としてプール観覧席空調設備設置工事、屋内プールろ過装置ろ材交換工事などを計上しております。

次に、139 ページ、藤代スポーツセンター管理運営に要する経費、5,563万1,000円です。市民が安全で快適にスポーツを楽しむ場を提供するため、施設の維持管理に要する経費を計上しております。また、新たに施設全体の照明器具のLED化を図るため、LED照明器具のリース料を計上しております。リース期間につきましては、令和8年度から令和18年度までとしまして、省エネルギー化や維持管理費の削減を図ります。

次に、その下、井野体育館・グラウンド、1,074万7,000円です。現在工事を行っている旧取手第一中学校体育館耐震補強・大規模改修工事の完了後、開館に向けての準備を行い、速やかに開館し、市民が安全で快適にスポーツを楽しむ場を提供するため、施設の維持管理に要する経費を計上しております。

最後に、140 ページ下段、給食センター施設整備に要する経費、6,269万8,000円です。主な内容は、給食運搬業務委託料、学校給食センター施設管理業務委託料、このほか、経年劣化が著しい給食コンテナ更新のための備品購入費を計上しております。

なお、令和7年第4回定例会において補正予算を計上し、令和8年度へと繰越しを行っております。重点支援地方創生臨時交付金等を活用して実施する給食費負担軽減事業につきましては、令和8年度予算書及び予算説明書には記載がございませんが、小学校児童の給食に対しては、物価高騰により国が示す基準額5,200円を超える賄い材料費等に充てることにより、保護者からの負担を求めず、市として小学校給食費の無償化を実現してまいります。また、中学校生徒の給食に対しては、保護者から徴収する給食費を超える賄い材料費に充てることにより、引き続き、保護者の皆様に過度な負担を求めずに、給食の質と量を維持してまいります。

教育委員会からの説明は以上となります。

**○政策推進部長（齋藤嘉彦君）** 政策推進部、齋藤です。続きまして、政策推進部文化芸術課所管の事業のうち、主なものを御説明いたします。

まず、予算説明書130ページから131ページ、市民会館・福祉会館管理運営に要する経費、1億1,771万5,000円は、対前年度比1,547万1,000円の増となります。主な要因は、市民会館・福祉会館指定管理料における設備点検業務委託料の値上がり、光熱水費の高騰、修繕費の増額、取手ジャズフェスティバルの指定事業化等による597万5,000円増のほか、市民会館のスプリンクラー設備、福祉会館の自動火災報知設備の維持修繕を実施することで、利用者の安全を確保し、安心して御利用いただけるよう、消防設備工事費として780

万円を計上したためです。

その下の東京藝術大学との交流に要する経費、696万3,000円は、対前年度比441万3,000円の減となっております。その要因は、市制施行55周年となる令和7年度に実施をしました藝大フィルハーモニア管弦楽団の演奏会が終了したためでございます。

次に、予算説明書132ページ、アートのあるまちづくり推進に要する経費、1,789万9,000円は、対前年度比60万7,000円の減となります。主な要因は、これまでアートのあるまちづくり推進に要する経費として計上していた取手ジャズフェスティバルの委託料を、令和8年度からは市民会館・福祉会館指定管理事業の中で指定事業として位置づけることとし、市民会館・福祉会館の管理に要する経費に予算計上することとしたことや、令和7年度に予算計上した市所蔵アート作品の3Dコンテンツ追加制作事業が終了したためです。なお、令和7年度に令和6年度一般会計補正予算の繰越明許により実施をしました、東京藝術大学連携事業につきましては、引き続き実施するため、令和8年度当初予算の委託料に計上をしております。

政策推進部所管の説明は以上です。

○消防長（岡田直紀君） 消防本部の岡田です。大変申し訳ございません。1点訂正をお願いいたします。先ほど私の予算説明書114ページ上段の消防団員に要する経費に関する説明の中で、事業の総額を「4,762万2,000円」と説明いたしましたが、正しくは「4,764万2,000円」でございます。訂正をお願いいたします。

○財政部長（田中英樹君） 財政部、田中です。続きまして第10款、災害復旧費です。

予算書300ページから302ページを御覧ください。この災害復旧費につきましては、災害により公共施設等に被害があった場合に、その復旧に対処するため科目のみの設定であります。

続きまして、第11款、公債費です。予算書303ページを御覧ください。元金につきましては、40億7,717万5,000円を計上し、前年度と比較して1億7,047万円増となっております。主な理由としまして、令和7年度末に借入れを行う地方債のうち、償還期間が長期にわたるものについて、据置期間をなくし償還を前倒して始めることとしたため増となっております。

その下の利子につきましては、2億9,720万9,000円を計上し、前年度と比較して1億1,051万6,000円の増となっております。主な理由としましては、元金と同様、償還を前倒して始めることにより増となっているものです。なお、元金と利子の内訳につきましては、予算説明書141ページに記載しておりますので、後ほど御覧ください。

続きまして、予算書305ページを御覧ください。第13款、予備費は、5,000万円の計上となっております。台風、集中豪雨、大雪などの災害時応急処理経費や、突発的な公共施設の設備の修繕などに対して機動的に対応するためのものです。

歳出予算についての説明は以上となります。

第2表、継続費について御説明いたします。先ほど歳出の総務費で御説明させていただいたとおり、取手庁舎整備基本構想策定事業につきましては、令和8年度から9年度までの継続費を設定するもので、総事業費は1,518万円となります。

続きまして、予算書 13 ページからの第 3 表、債務負担行為について、各担当部長より御説明いたします。なお、昨年度と同様、長期継続契約の一覧表は別途資料として提出しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

それでは、私から、財政部所管分について御説明いたします。ふるさと取手応援寄附受付等業務は、現在契約しているポータルサイトとの契約を継続して行い、寄附金収納や返礼品の発送、ワンストップ特例申請に係る業務など、寄附受付業務を切れ目なく実施するためのものです。業務の性質上、年度をまたいで契約を行う必要があることから、令和 8 年度から 9 年度までの期間としております。

財政部所管は以上です。

**○総務部長（吉田文彦君）** 総務部、吉田です。続きまして、総務部所管について御説明いたします。2 段目の公的認証サービス使用料は、スマホ市役所において、マイナンバーカードを使用した本人認証を行えるようにするための使用料で、令和 9 年度のサービス使用に係る債務負担行為を設定するものであります。限度額は 53 万 4,000 円です。

次の、決済代行サービス使用料は、スマホ市役所においてキャッシュレス決済を行えるようにするための使用料で、令和 9 年度のサービス使用に係る債務負担行為を設定するものであります。限度額は 17 万 8,000 円です。

次の証明書等窓口交付キャッシュレス決済代行サービス手数料は、各窓口に設置した端末でキャッシュレス決済を行えるようにするための手数料で、令和 9 年度のサービス使用に係る債務負担行為を設定するものであります。限度額は 35 万 3,000 円です。

次の、証明書等自動交付サービス手数料は、コンビニエンスストア等のマルチコピー機から証明書等の交付を行うための手数料で、令和 9 年度のサービス使用に係る債務負担行為を設定するものであります。限度額は 534 万 7,000 円です。

総務部所管の説明は以上となります。

**○健康福祉部長（彦坂 哲君）** 健康福祉部、彦坂です。続きまして、健康福祉部所管の債務負担行為について、ご説明申し上げます。

予算書 13 ページを御覧ください。福祉施設照明器具 LED 化事業、60 万円です。ESCO 事業を活用した LED 照明の導入に伴い、効果測定検証期間を 3 年間設定するため、令和 8 年度から 11 年度までの期間で債務負担行為を設定するものです。

健康福祉部所管の説明は以上となります。

**○建設部長（渡来真一君）** 建設部、渡来です。続きまして、屋外照明器具 LED 化事業の債務負担行為について御説明いたします。期間は令和 8 年度から令和 18 年度までの 11 年間、限度額 4 億 9,239 万円となります。本事業は、管理課、水とみどりの課、安全安心対策課、文化芸術課の 4 課にまたがる事業となります。屋外照明器具 LED 化事業は、ESCO 事業を活用し街路灯等の照明器具の LED 化を実施するものです。令和 8 年度は、プロポーザル・契約締結・設計施工を行い、令和 9 年度から令和 18 年度までは、省エネ効果の測定と検証を実施するものです。説明は以上となります。

**○消防長（岡田直紀君）** 消防本部の岡田です。続きまして、消防本部所管について説明いたします。

8 款、1 項、消防費のいばらき消防指令センター消防指令システム更新費負担金につきましては、当初予算でも御説明しましたように、いばらき消防指令センターが令和 8 年度で運用開始から 10 年となり、システムの根幹を担うコンピューター関連機器や無線基地局設備が保守期限を迎えることから大規模な更新を行うもので、機器の保守期限を最大限に延長するなど必要最低限の更新により経費を削減するとともに、3 か年における事業費の平準化を図るもので、令和 8 年度から令和 10 年度までの債務負担行為の設定をしますのでございます。限度額は 1 億 7,910 万 5,000 円です。

消防本部所管の説明は以上です。

**○教育部長（飯竹永昌君）** 教育委員会、飯竹です。教育委員会所管の債務負担行為について御説明いたします。

14 ページ、英語学習アプリケーション使用料についてです。生成 A I との 1 対 1 のスピーキングトレーニング環境を整備することにより、主体的に英語を学ぶ環境を実現し、話せる英語の習得を図ります。期間は令和 8 年度から令和 10 年度まで、限度額は 2,653 万 8,000 円となります。

続きまして、放課後子どもクラブ施設利用オンライン申請システム使用料についてです。入所申請をオンライン化することで、保護者の利便性向上を図るためのシステム使用料になります。期間は令和 8 年度から令和 10 年度まで、限度額は 99 万円となります。

続きまして、放課後子どもクラブ業務支援システム使用料についてです。児童がクラブ室に入退室する際、QR コードが印字されたカードをタブレット端末で読み取ることで、入退室時間をデータで管理、保護者に児童の入退室をアプリケーションにより通知するほか、既存の利用料算定システムとデータを連動させることで算定期間を短縮し、保護者の利便性向上と安心して働ける環境づくりを図ります。期間は令和 8 年度から令和 10 年度まで、限度額は 540 万 8,000 円となります。

続きまして、藤代スポーツセンター LED 照明器具リース料についてです。令和 9 年末の蛍光灯製造・輸出入終了に伴い、施設照明の LED 化を図るため、LED 照明器具のリースを行います。期間は令和 8 年度から令和 18 年度まで、限度額は 6,990 万 1,000 円となります。

以上で、債務負担行為の説明を終わります。

**○財政部長（田中英樹君）** 財政部、田中です。続きまして、予算書 15 ページを御覧ください。第 4 表、地方債についてです。今回、地方債として上げさせていただきましたものは、高齢者福祉施設整備事業など 20 件となっております。なお、地方債の利率につきましては、先ほど一般会計補正予算（第 9 号）でも御説明いたしましたが、昨今の金利上昇傾向を踏まえまして、利率の上限を従来の 3 % から 5 % に引き上げております。

最後に、ページをお戻りいただき、予算書 5 ページを御覧ください。第 5 条、一時借入金であります。一時借入金の借入れの最高額を 40 億円と定めるものです。

次に、第 6 条、歳出予算の流用は、人件費の流用について定めるものです。

以上、議案第 17 号、令和 8 年度一般会計予算（案）について、ご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○都市整備部長（浅野和生君） 都市整備部、浅野です。議案第18号、令和8年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算について、予算書に基づいてご説明申し上げます。

それでは、特別会計予算書12ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細書、2の歳入から御説明いたします。1款、使用料及び手数料についてですが、行政財産使用料といたしまして9,000円を計上しております。内容としましては、東京電力並びにNTTの電柱敷地使用料となります。

2款、国庫支出金、社会資本整備総合交付金といたしまして6,170万円を計上しております。こちらの交付金は、取手駅北地区建築物整備事業に要する経費分で、取手駅北地区区画整理事業区域内のA街区で進められています市街地再開発事業に対する補助金となります。

次に、3款、県支出金、新市町村づくり支援事業費補助金、3,352万7,000円ですが、これまで整備を行ってまいりました西口歩行者デッキ、サイクルステーションとりで、ウェルネスプラザの整備費などに対して借入れを行いました合併特例債の償還額の一部についての補助金となります。

次に、4款、繰入金、一般会計繰入金、6億633万9,000円ですが、事業費、地方債元金償還金、利子償還金及び一般職人件費等の財源が主なものです。

次に、5款、繰越金です。前年度繰越金は110万円を見込んでおります。

次に、6款、諸収入ですが、取手駅北地区区画整理事業清算徴収金及び利子といたしまして、1,161万8,000円を見込んでおります。換地処分により確定した画地が、施行誤差による影響で計画より多くの換地を取得された地権者に対しましては、区画整理事業の一区画整理事業評価額の均衡を図るため、金銭による清算を行う必要があり、その徴収金や分割支払いによる利子分として計上しています。

次に、7款、市債です。取手駅北市街地再開発事業債として5,550万円を計上しております。

続きまして予算書13ページ、3の歳出について御説明いたします。1款、事業費、1項、審議会費ですが、取手駅北地区区画整理審議会に要する経費7万円です。これは、審議会委員10名で1回分の報酬と旅費を計上しております。次に、2項、総務費につきましては、一般職人件費となります。

続きまして、14ページ、西口都市整備事業総務管理に要する経費、178万4,000円ですが、主なものといたしましては、公用車2台のリース料及び取手駅北地区まちづくり協議会補助金となります。

次に、予算書15ページ、3項、事業費、取手駅北地区区画整理事業に要する経費として1,383万5,000円を計上しております。主な内容である補償、補てん及び賠償金1,161万7,000円について御説明いたします。取手駅北地区区画整理事業清算金につきましては、確定した画地が、施行誤差による影響で計画よりも少なく換地されることとなった場合、区画整理事業評価額の均衡を図るため、地権者に対しまして清算金を交付するものです。

続きまして16ページ、取手駅北地区建築物整備事業に要する経費として、1億6,040万円を計上しております。内容といたしましては、A街区で進められている市街地再開発

事業について、再開発ビル内に市が整備する複合公共施設の内装基本設計及び費用便益算出業務の委託料、再開発準備組合が行う建築設計などに対して交付する補助金となります。

次に、その下の取手駅西口交通環境改善整備事業に要する経費は、委託料 997 万 7,000 円を計上しております。本事業は、A 街区の複合公共施設整備と併せて、駅周辺の公共交通施設を一体的に整備するものであります。委託内容としましては、それらの工事を進めるための準備作業となる都市計画道路 3・3・1 号線の埋設管移設設計及び交差点協議など、将来整備に向け必要となる業務を委託するものであります。

次に、予算書 17 ページをお開きください。2 款、公債費につきましては、款計で 4 億 6,322 万 7,000 円を計上しております。内容としましては、地方債元金償還金が 4 億 2,494 万 6,000 円、地方債利子償還金が 3,828 万 1,000 円となります。

次に、18 ページ、取手駅西口都市整備事業特別会計予備費は 50 万円を計上しております。

続きまして、予算書 8 ページに戻っていただきまして、第 2 表、地方債です。取手駅北市街地再開発事業としまして、5,550 万円を限度額としております。

次に、27 ページをお開きください。債務負担行為の支出予定額等に関する調書となります。過年度議決分としましては、公用車リース料、土木積算システム使用料及び保守点検委託などとなっております。

最後に、28 ページの地方債の現在高の見込みに関する調書について御説明いたします。合計としまして、前年度末現在高見込額 52 億 2,244 万 3,000 円、当該年度末現在高見込額 48 億 5,299 万 7,000 円となります。

議案第 18 号、令和 8 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算についての説明は以上となります。

**○健康福祉部長（彦坂 哲君）** 健康福祉部、彦坂です。議案第 19 号、令和 8 年度取手市国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。予算書を中心に御説明させていただきます。

予算書 31 ページを御覧ください。国民健康保険事業特別会計当初予算の規模は 94 億 7,749 万 7,000 円で、前年度当初予算 97 億 7,633 万 8,000 円と比較しまして、3.1%、2 億 9,884 万 1,000 円の減となります。また、取手市国民健康保険の被保険者数の状況ですが、令和 8 年 1 月末現在 2 万 82 人で、前年度比 324 人の減となります。

それでは初めに、歳入予算の主な内容につきましてご説明申し上げます。予算書 39 ページを御覧ください。1 款、1 項、国民健康保険税ですが、令和 8 年度から全世代・企業で子どもや子育て世帯を支えるため「子ども・子育て支援金制度」が創設され、茨城県に納付する国民健康保険事業費納付金に、新たに「子ども・子育て支援納付金分」が追加されます。国民健康保険事業費納付金の納付に充てるため、国民健康保険税医療費給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に加え「子ども・子育て支援納付金分」を追加し、現年課税分と滞納繰越分を合わせて 16 億 2,694 万 2,000 円を計上し、昨年度と比較しまして 2,868 万 6,000 円の増となります。

次に、予算書 40 ページを御覧ください。4 款、県支出金、1 項、県補助金、普通交付

金 64 億 2,971 万 8,000 円を計上いたしました。県が各市町村に交付する保険給付費に要する費用となります。その下段、特別交付金 3 億 2,704 万円です。医療費適正化の取組などに応じて評価交付される保険者努力支援分や保健事業などの財政支援、激変緩和措置分を含む県繰入金、特定健康診査等負担金になります。

同じく、予算書 40 ページ下段を御覧ください。6 款、繰入金、1 項、他会計繰入金の一般会計繰入金は、5 億 5,487 万 2,000 円を計上いたしました。内訳としましては、保険基盤安定繰入金 3 億 4,801 万 4,000 円、職員給与費等繰入金 2 億 299 万 2,000 円、未就学児均等割保険料繰入金 342 万 2,000 円、産前産後保険料繰入金 44 万 4,000 円となります。

続きまして、歳出について御説明いたします。予算書 43 ページ中段から 44 ページを御覧ください。1 款、総務費、1 項、総務管理費、医療費適正化特別対策に要する経費として、医療費通知及びジェネリック医薬品差額通知やレセプトの 2 次点検業務手数料等 1,473 万 7,000 円を計上しております。

次に、予算書 45 ページ中段から 46 ページを御覧ください。国保税徴収に要する経費として、各種催告状などの送付にかかる通信運搬費及び電算処理委託料等 2,724 万 2,000 円を計上しております。

次に、予算書 48 ページから 49 ページを御覧ください。2 款、保険給付費、1 項、療養諸費、療養給付費は 55 億 2,000 万円、その下段、療養費は 3,700 万円、その下の審査支払手数料に 2,466 万 4,000 円を計上しております。

予算書 49 ページ、2 項、高額療養費では、主に高額療養費として 8 億 6,400 万円を計上しております。こちらは、月々の医療費負担額が所得に応じた限度額を超えた場合に支払うものです。

次に、予算書 52 ページから 53 ページを御覧ください。3 款、1 項、国民健康保険事業費納付金医療給付費分につきましては、13 億 1,977 万円、その下段、後期高齢者支援金分につきましては、6 億 9,708 万 6,000 円、その下の介護納付金分につきましては、2 億 3,229 万 8,000 円、さらに下段の子ども・子育て支援納付金分につきましては、歳入でも御説明しましたが、新たに事業費納付金分として追加され 7,534 万 1,000 円を計上し、合計 23 億 2,449 万 5,000 円となります。

次に、予算書 54 ページから 55 ページを御覧ください。4 款、保健事業費、1 項、特定健康診査等事業費、特定健康診査等事業に要する経費は 1 億 3,006 万 3,000 円を計上しております。主な内容ですが、例年実施している特定健診及び健診予約の委託料、特定保健指導委託料でございます。

続きまして、予算書 55 ページ中段から 56 ページを御覧ください。2 項、保健事業費、疾病の予防に要する経費につきましては、9,034 万円を計上しております。主な内容は、人間ドック受診に対しての補助金やがん検診等の事業に要する経費となります。新たに人間ドック補助金は、若年層からの健康意識の醸成のため、対象年齢を年度末年齢 18 歳以上に引下げを行い、胃がん検診委託料には、胃がんの予知・予防、早期発見・治療につなげるため、胃がんリスク検診に要する経費を計上しております。

以上、議案第 19 号、令和 8 年度取手市国民健康保険事業特別会計当初予算についてご

説明申し上げます。

続きまして、議案第 20 号、令和 8 年度取手市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、ご説明申し上げます。予算書を中心に御説明させていただきます。

予算書 81 ページを御覧ください。後期高齢者医療特別会計当初予算の規模は歳入歳出それぞれ 44 億 5,109 万 5,000 円で、前年度と比較しまして 4 億 1,505 万 3,000 円、約 10.3%の増となっております。増額の主な要因は、被保険者の増加、及び令和 8 年度から後期高齢者医療保険料と併せて徴収されることとなった子ども・子育て支援金分の新設による料率改正の影響によるものです。取手市の被保険者数の状況は、令和 8 年 1 月末現在 2 万 3,007 人で、前年同月に比べ 670 人増となっております。

それでは、初めに、歳入の主な内容をご説明申し上げます。予算書 82 ページを御覧ください。1 款、1 項、後期高齢者医療保険料につきましては、特別徴収保険料として 14 億 7,260 万 1,000 円、普通徴収保険料として、現年・過年度合わせて 8 億 6,271 万円、合計 23 億 3,531 万 1,000 円を計上しております。

次に、3 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金につきましては、事務費等繰入金として 1 億 5,074 万 4,000 円、保険基盤安定対策費繰入金として、後期高齢者に係る医療費の市町村負担分と、低所得者や社会保険の被扶養者だった人に対する後期高齢者医療保険料軽減のための繰入金を合わせまして 18 億 4,347 万 5,000 円、健康増進事業繰入金として、後期高齢者に係る健康診査及び人間ドック助成事業費 1 億 1,700 万 9,000 円を計上し、総額 21 億 1,122 万 8,000 円としております。

続きまして、歳出の主なものについてご説明申し上げます。予算書 84 ページから 85 ページを御覧ください。1 款、総務費、1 項、総務管理費の下段、後期高齢者医療事務に要する経費として 2 億 700 万 4,000 円を計上いたしました。主な内容としましては、後期高齢者健診事業委託料、後期高齢者医療広域連合市町村負担金、後期高齢者人間ドック検診助成金などとなります。

次に、予算書 86 ページを御覧ください。1 款、総務費、2 項、徴収費です。保険料徴収に要する経費として 530 万 3,000 円を計上いたしました。納付書発送の郵送料や口座振替の手数料、普通徴収窓口納付分収納データ処理手数料が主なものとなります。

次に、予算書 87 ページを御覧ください。2 款、1 項、後期高齢者医療広域連合納付金です。後期高齢者医療広域連合納付金に要する経費として、41 億 7,878 万 8,000 円を計上しております。取手市が徴収した保険料や医療費の市負担分を広域連合へ納付する額です。

以上、議案第 20 号、令和 8 年度取手市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第 21 号、令和 8 年度取手市介護保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。令和 8 年度取手市特別会計予算書 109 ページ、歳入歳出予算事項別明細書下段の歳入合計欄を御覧になってください。予算説明書は 165 ページとなります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 101 億 7,832 万 3,000 円を計上しました。昨年度当初予算の 95 億 8,481 万 6,000 円と比較しまして 6.2%の増となっております。

初めに、歳入の主なものを御説明いたします。予算書 111 ページを御覧ください。1 款、1 項、介護保険料の第 1 号被保険者保険料ですが、21 億 2,586 万 7,000 円を計上しています。前年度と比較しまして 1,484 万円の減となっています。3 款、国庫支出金、1 項、国庫負担金の介護給付費負担金ですが、16 億 8,722 万 9,000 円を計上しています。前年度と比較しまして 1 億 515 万 9,000 円の増となります。

予算書 112 ページを御覧ください。4 款、1 項、支払基金交付金ですが、25 億 9,120 万 7,000 円を計上しています。前年度と比較しまして 1 億 5,517 万 2,000 円の増となります。支払基金からの交付金は、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者が負担する介護保険料分が主なものとなります。5 款、県支出金、1 項、県負担金の介護給付費負担金ですが、13 億 4,980 万 1,000 円を計上しています。前年度と比較しまして 8,056 万 2,000 円の増となります。

予算書 113 ページを御覧ください。7 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金ですが、介護給付費繰入金・地域支援事業繰入金などで、15 億 8,809 万 2,000 円を計上しています。前年度と比較しまして 1 億 196 万 5,000 円の増となります。

続きまして、歳出について主なものをご説明申し上げます。予算説明書 167 ページを御覧ください。2 款、保険給付費、1 項、介護サービス等諸費、居宅介護サービス費、居宅介護サービス給付費に要する経費ですが、36 億 8,940 万円を計上しています。前年度と比較しまして 3 億 756 万円の増となります。

続きまして、予算説明書 168 ページになります。施設介護サービス給付費に要する経費ですが、34 億 4,814 万円を計上しています。前年度と比較しまして 1 億 9,054 万 8,000 円の増となります。

続いて、予算説明書 172 ページをお開きください。3 款、地域支援事業費、2 項、一般介護予防事業費の地域介護予防活動支援事業に要する経費ですが、1,389 万 1,000 円を計上しています。前年度と比較しまして 88 万円の増となります。地域の実情に合わせて介護予防活動が展開されていくことを目指し、住民主体の通いの場等において介護予防活動をより効果的に行えるよう支援するものです。

以上、議案第 21 号、令和 8 年度取手市介護保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

**○まちづくり振興部長（森川和典君）** まちづくり振興部、森川です。議案第 22 号、令和 8 年度取手市競輪事業特別会計予算について御説明をいたします。なお、説明に当たりましては、特別会計予算書を用いて行わせていただきます。また参考といたしまして、予算説明書は 180 ページから 181 ページとなります。

初めに、特別会計予算書の 158 ページから 159 ページをお願いいたします。競輪事業特別会計の令和 8 年度当初予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 46 億 5,300 万円とするもので、前年度比 15 億 1,270 万円の増となっております。主な要因といたしましては、令和 7 年度と同様に令和 8 年度も 3 開催実施となることや、インターネット車券発売が好調であることなどによるものです。

引き続き、歳入予算から御説明をいたします。特別会計予算書の 164 ページから 165 ペ

ーじをお願いいたします。1 款、入場料収入、1 項、入場料収入は、特別観覧席入場料といたしまして、241 万 1,000 円を計上しております。こちらは、本場開催及び場外車券発売の際の特別観覧席への入場料となります。2 款、車券発売収入、1 項、車券発売収入は、通常開催車券発売収入としまして、45 億円を計上しております。先ほども御説明しましたとおり、3 開催の実施、インターネット車券発売が好調などであることから、前年度から 15 億円の増額となっております。5 款、繰越金、1 項、繰越金は、2,000 万円を計上しております。6 款、諸収入、2 項、受託事業収入は、年間で 12 開催を予定しています場外車券発売の本場開催施行者からの開催委託料となる場外車券発売事務受託収入としまして、1 億 1,770 万円を計上しております。

続きまして、歳出予算を御説明いたします。166 ページをお願いいたします。1 款、競輪事業費、1 項、総務費の競輪事務に要する経費は、前年度比 573 万 5,000 円増の 779 万円を計上しており、主なものといたしましては公営競技納付金 500 万円となります。

167 ページから 169 ページをお願いいたします。2 項、事業費の通常競輪事業に要する経費は、前年度比 14 億 5,720 万 4,000 円増の 44 億 2,385 万 1,000 円を計上しております。主なものとしましては、会計年度任用職員報酬として報酬を 1,369 万 2,000 円、選手賞典費などの報償費を 1 億 5,352 万円、統制業務管理・場内外清掃・警備などの業務委託料、場外車券発売開催委託料、競輪業務実施委託料などの費用として、委託料を 6 億 8,707 万 4,000 円、取手競輪場や場外車券発売に係る売場施設、ファン送迎バスの借上料などの費用として使用料及び賃借料を 2,523 万 9,000 円、全国競輪施行者協議会分担金や J K A 交付金などとして、負担金、補助及び交付金を 1 億 4,221 万 9,000 円、歳入の車券発売収入 45 億円の 75% に当たる的中車券払戻金などとして、償還金利子及び割引料を 33 億 7,800 万円計上しております。

169 ページから 170 ページをお願いいたします。同じく 2 項、事業費の場外車券発売競輪事業に要する経費は、前年度比 3,916 万 5,000 円増の 1 億 7,496 万 1,000 円を計上しております。主なものとしましては、会計年度任用職員報酬として報酬を 4,560 万円、統制業務管理・場内外清掃・警備などの業務委託料として委託料を 7,668 万円、取手競輪場やファン送迎バスの借上料として使用料及び賃借料を 3,360 万円計上しております。

171 ページをお願いいたします。2 款、公債費、1 項、公債費の通常競輪一時借入金利子償還金は、一時借入金利子として 139 万 8,000 円を計上しております。

172 ページをお願いいたします。3 款、諸支出金、1 項、諸支出金の競輪事業繰出金は、一般会計への繰出金として 4,000 万円を計上しております。また、議案第 17 号、令和 8 年度取手市一般会計予算の歳入においても、21 款、諸収入、5 項、収益事業収入の競輪事業特別会計繰入金で同額を計上しております。

最後に、特別会計予算書の 173 ページをお願いいたします。4 款、予備費、1 項、予備費の競輪事業特別会計予備費としましては、500 万円を計上しております。

議案第 22 号、令和 8 年度取手市競輪事業特別会計予算についての説明は以上です。

○取手地方公平委員会事務局長（鈴木正美君） 公平委員会事務局の鈴木です。よろしくをお願いいたします。それでは、議案第 23 号、令和 8 年度取手地方公平委員会特別会計予

算について説明をいたします。

予算説明書は184ページをご参照願います。歳入歳出予算総額は75万2,000円で、令和7年度予算と比較いたしますと5万3,000円の増です。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。歳入は関係団体7団体（取手市・守谷市・利根町・取手地方広域下水道組合・取手市外2市火葬場組合・利根川水系県南水防事務組合・取手地方広域市町村圏事務組合）からの負担金47万6,000円と繰越金27万6,000円でございます。

次に、歳出になりますが、予算説明書は185ページになります。初めに、公平委員会事務に要する経費になりますが、総額は26万6,000円で、前年度と比べ1万2,000円の増です。主な支出につきましては、需用費6万2,000円と各種負担金13万1,000円でございます。

次に、公平委員報酬等に要する経費になりますが、総額が45万6,000円で、令和7年度予算と比べますと4万1,000円の増でございます。支出の内容は、公平委員3名分の報酬及び費用弁償でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第23号、令和8年度取手地方公平委員会特別会計予算の説明とさせていただきます。

**○総務部長（吉田文彦君）** 総務部、吉田です。以上をもちまして、令和8年第1回取手市議会定例会に提出させていただきます各議案につきましてのオンライン説明を終了とさせていただきます。各議案につきまして、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。